

令和 2 年

第 4 回柳泉園組合議会定例会会議録

令和 2 年 1 1 月 2 6 日開会

柳泉園組合議会

令和2年第4回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	3
・会議録署名議員の指名	4
・諸般の報告	4
・行政報告	5
・その他報告	3 0
・議員提出議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 5
・議案第15号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 7
・議案第16号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 8
・議案第17号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 8
・議案第18号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 3
・廃棄物等処理問題特別委員会付託の件	6 6
・陳情第3号（上程）	6 6
・廃棄物等処理問題特別委員会報告	6 7
・陳情第3号（質疑、討論、採決）	6 7
○閉 会	6 8

令和2年第4回

柳泉園組合議会定例会会議録

令和2年11月26日 開会

議事日程

1. 会期の決定
2. 会議録署名議員の指名
3. 諸般の報告
4. 行政報告
5. その他報告
6. 議員提出議案第1号 柳泉園組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
7. 議案第15号 柳泉園組合清柳園解体事業基金条例
8. 議案第16号 令和2年度柳泉園組合一般会計補正予算(第2号)
9. 議案第17号 指定管理者の指定について
10. 議案第18号 令和元年度(平成31年度)柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定
- 追加1. 廃棄物等処理問題特別委員会付託の件
(廃棄物等処理問題特別委員会 開催)
陳情第3号 情報公開の説明を求める陳情
- 追加2. 廃棄物等処理問題特別委員会報告

1 出席議員

1番 野島武夫	2番 三浦 猛
3番 村山順次郎	4番 後藤 ゆう子
5番 森 しんいち	6番 稲垣 裕二
7番 原 和 弘	8番 山崎 美和
9番 清水 ひろなが	

2 関係者の出席

管 理 者	並 木 克 巳
-------	---------

副 管 理 者	渋 谷 金 太 郎
副 管 理 者	丸 山 浩 一
助 役	鹿 島 宗 男
会計管理者	渋 谷 千 春
代表監査委員	安 藤 純 一
清瀬市都市整備部長	南 澤 志 公
東久留米市環境安全部長	下 川 尚 孝
西東京市みどり環境部長	青 柳 元 久

3 事務局・書記の出席

総務課長	横 山 雄 一
施設管理課長	山 田 邦 彦
技術課長	米 持 讓
資源推進課長	濱 野 和 也
書記	近 藤 修 一
書記	上 里 直 樹
書記	八 角 秀 亮
書記	田 中 佐 知

午前10時00分 開会

○議長（三浦猛） 定足数に達しておりますので、ただいまより令和2年第4回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

ここで、議員提出議案第1号の賛成者の追加がございましたので、これを許可したいと思います。これに伴いまして、提出文の差し替えがございます。

また、資料要求について御報告をいたします。今定例会に関して、申合せに定める期限までに資料の要求がございましたので、これを配付させます。配付資料については、次の4点でございます。

1. クリーンポート大規模補修に伴うコンサルティング業務委託仕様書。2. 柳泉園組合厚生施設の管理運営に関する仮協定書。3. 指定管理者制度導入経過。4. 審査集計結

果でございます。

それでは、提出文及び資料を配付してください。

暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

○議長（三浦猛） 休憩を閉じて再開いたします。

○議長（三浦猛） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、11月19日及び本日、代表者会議が開催されております。東久留米市の代表委員、村山順次郎議員に報告を求めます。

○3番（村山順次郎） 去る11月19日に令和2年第7回代表者会議が開催され、また本日、令和2年第8回代表者会議が開催され、令和2年第4回柳泉園組合議会定例会について協議されておりますので、御報告申し上げます。

議員提出議案として、「柳泉園組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」が提出されましたので、議員提出議案第1号として議会に上程することとなりました。

続きまして、令和2年第4回定例会に係る事項でございます。

令和2年第4回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、11月26日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面の配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、行政報告に対する質疑をお受けいたします。

次に、「日程第5、その他報告」を行います。前回、第3回定例会の一般質問の中の地方財政法第7条に関する指摘に対する報告となります。報告後、質疑をお受けいたします。

次に、「日程第6、議員提出議案第1号 柳泉園組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第7、議案第15号 柳泉園組合清柳園解体事業基金条例」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第8、議案第16号 柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）」と「日程

第9、議案第17号「指定管理者の指定」につきましては、関連がございますので一括で上程し、質疑の後、それぞれ討論及び採決いたします。

次に、「日程第10、議案第18号「令和元年度（平成31年度）柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を上程し、質疑、討論を経て採決をいたします。

なお、陳情を1件受理いたしておりますので、「追加日程第1、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件」で陳情第3号を付託いたします。

その後、定例会を暫時休憩として、その休憩中に廃棄物等処理問題特別委員会を開催して、陳情を審査いたします。

陳情審査終了後、本会議を再開して、「追加日程第2、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を委員長より行っていただき、その後、陳情第3号について討論、採決を行います。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、令和2年第4回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（三浦猛） 以上で報告を終わります。

代表委員報告に対し、質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員御報告のとおり本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（三浦猛） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第1番、野島武夫議員、第3番、村山順次郎議員、以上のお二人にお願いいたします。

○議長（三浦猛） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（三浦猛）　ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳）　ただいま議長のお許しをいただきましたので、本日、令和2年柳泉園組合議会第4回定例会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

各市とも第4回定例会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては、本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で8月から10月までの主な事務事業について御報告申し上げさせていただきます。また、御案内のとおり、条例、補正予算、指定管理者の指定及び令和元年度決算の認定について、4件の議案を御提案させていただきます。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第4回定例会の開会にあたりまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三浦猛）　「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（鹿島宗男）　それでは、行政報告をいたします。

今回の行政報告につきましては、令和2年8月から10月までの3か月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページ、総務関係でございます。

1、庶務について、（1）事務の状況でございます。第3回定例会について協議を行うため、8月14日に事務連絡協議会、8月19日に管理者会議を開催いたしました。

また、清柳園解体について協議を行うため、事務連絡協議会を8月14日、10月14日、同月28日と都合3回開催いたしました。この協議の結果、「清柳園解体に向けたロードマップ」としてまとめましたので、後ほど担当課長より説明をさせます。

次に、東久留米市環境整備負担金の計算方法の見直し等を検討するため、8月14日、10月14日、同月28日の都合3回、事務連絡協議会幹事会を開催いたしました。その結果、東久留米市環境整備負担金については、現状維持とすることといたしました。ほかのことについては、今後も引き続き検討をまいります。

厚生施設の指定管理者候補者の選定を行うため、公の施設の指定管理者候補者選定委員会を8月21日、10月15日、同月28日に開催いたしました。この結果につきまして

は、後ほど議案第17号において説明をいたします。

また、宮城県大崎市の災害ごみの追加受入れについて、周辺自治会の皆様に同意をしていただくために、8月21日に第2回周辺自治会臨時協議会を開催いたしました。

続きまして、(2)訴訟の状況についてでございます。9月23日に東京高等裁判所809号法廷において、住民訴訟控訴事件の判決が言い渡されました。判決の主文は、「本件控訴をいずれも棄却する。訴訟費用は控訴人らの負担とする。」とされ、当方が勝訴いたしました。

なお、本件につきましては、控訴人が上告申立てをしております。いまだ理由書等が送達されておりませんので、詳細等につきましては、分かり次第、御報告をいたします。

続きまして、2ページ、2、見学者についてでございますが、表1に記載のとおりでございます。施設見学につきましては、一度に受け入れる人数の制限、検温、手指の消毒、マスクの着用等を行うなどの新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を取った上で実施しております。

なお、小学校の社会科見学につきましては、現状では人数の関係上、受入れが難しい状況でございます。

続きまして、3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございます。

続きまして、4、ごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございます。

続きまして、3ページ、5、監査についてでございます。両監査委員により、10月5日、同月7日及び同月15日に令和元年度決算審査を実施していただきました。また、10月5日には、令和元年度基金運用審査を実施していただきました。

続きまして、6、契約の状況につきましては、今期は、工事請負契約3件、委託契約1件を締結しております。詳細につきましては、行政報告資料に記載してございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期における関係市のごみの総搬入量は、4ページの表4-1に記載しておりますとおり1万7,851トンでございます。これは、昨年同期と比較しまして、51トン、0.3%の減少となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみは表4-2に記載しておりますとおり1万5,737トンで、昨年同期と比較しまして、229トン、1.4%の減少。不燃ごみは5ページの表4-3に記載しておりますとおり1,843トンで、昨年同期と比較しまして、141トン、8.3%の増加。粗大ごみは表4-4に記載しておりますとおり271トンで、昨年同期と比較いたしまして、37トン、15.8%の増加となっております。

また、宮城県大崎市の災害ごみにつきましては、この期に90トン搬入されました。東京都の受入他団体についても10月22日をもって搬入が完了いたしまして、5月からの総搬入量は285トンとなっております。

なお、関係市各市別、月別の各ごみの搬入量の内訳といたしましては、4ページの表4-1から5ページの表4-4に記載しておりますとおりでございます。

6ページの表4-5でございますが、市民1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

表5-1及び7ページの表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。

表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

8ページの表6は、資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,371トンで、昨年同期と比較しまして47トン、3.5%の増加となっております。

続きまして、2、施設の稼働状況でございます。

まず、(1)柳泉園クリーンポートの状況でございますが、10月に1号炉及び共通設備の定期点検整備補修を実施するとともに、特別高圧受変電棟に設置してございます電力供給計器用変成器の更新を行いました。

排ガス中のばい煙測定につきましては、8月に1号炉と3号炉、9月に1号炉と2号炉、10月に2号炉と3号炉で実施し、排ガス中のダイオキシン類測定は9月に実施しております。下水道放流水測定につきましては、毎月実施しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等と排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果は、12ページの表12-1から表12-3に記載してございます。

可燃ごみの内容物調査につきましては、8月に私車3台、9月に私車3台、10月に私車4台に対して実施しております。さらに、10月には可燃ごみ中の混入不燃物調査として、関係市ごとに公車、私車を各1台、合計6台に対して実施しております。

続きまして、9ページ、表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は、宮城県大崎市からの災害ごみ90トンを含めまして、合計で1万7,492トンでございます。昨年同期と比較しまして66トン、0.4%の減少となっております。

表8及び10ページの表9は、ばい煙とダイオキシン類の測定結果を記載してございます。それぞれ排出基準に適合いたしております。

表10につきましては、水銀濃度分析計による測定結果を記載しております。今期の検出はございませんでした。

表11は、下水道放流水の各種測定結果を記載してございます。こちらにつきましても排除基準に適合いたしております。

続きまして、13ページ、(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございます。

既に御報告済みではございますが、8月13日と10月29日に破碎棟破碎機内でスプレー缶等によるものと思われる爆発事故が発生いたしました。どちらの爆発につきましても、ごく小規模なものでございました。

また、10月22日には、磁選機回収鉄バンカ内でリチウムイオン電池が原因であると思われる火災が発生いたしました。火災はごく小規模なもので、消防隊が到着前に鎮火いたしました。いずれにいたしましても、人的な被害もなく、施設が損傷するような被害もなかったことが幸いでございます。

施設の整備状況といたしましては、今期は8月に、7月より引き続き実施しておりました定期点検整備補修を完了させるとともに、同月に破碎機用電動機補修を実施し、9月にバグフィルター清掃を実施いたしました。

続きまして、表13、不燃・粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃、粗大ごみの処理量は2,114トンで、昨年同期と比較しまして、178トン、9.2%の増加となっております。

続きまして、(3)リサイクルセンターでございますが、今期は9月から10月にかけて、びん系列補修と、10月に空調設備更新工事を実施いたしました。

続きまして、14ページ、表14、リサイクルセンター資源化状況でございます。資源化量は1,371トンで、昨年同期と比較しまして、47トン、3.5%の増加となっております。

続きまして、3、最終処分場についてでございます。焼却残渣は引き続き東京たま広域

資源循環組合日の出町二ツ塚処分場内のエコセメント化施設に全量を搬出しております。宮城県大崎市分を除く当組合分の今期の搬出量は1,856トンで、昨年同期と比較しまして、76トン、4.3%の増加となっております。

続きまして、4、不燃物再利用状況についてでございます。不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物や屑ガラスにつきましては、埋立処分をせずに、ガス化溶融による燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては、15ページの表16に記載しておりますとおりでございます。

続きまして、し尿処理施設関係でございます。今期のし尿総搬入量は134キロリットルで、昨年同期と比較しまして、39キロリットル、22.5%の減少となっております。表17-1から16ページの表17-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、2、施設の稼動状況でございますが、今期は7月から引き続き、10月までに定期点検整備補修を実施し、完了いたしました。また、10月にポンプ関係点検整備補修と脱臭塔活性炭交換を実施いたしました。

表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果につきましては、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、18ページ、施設管理関係。1、厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況につきましては、昨年同期と比較いたしますと、まず野球場につきましては、利用回数が339回で、昨年同期の326回に対して13回、4.0%の増加。テニスコートの利用回数は807回で、昨年同期の578回に対して229回、39.6%の増加。会議室の利用時間数は662時間で、昨年同期の945時間に対して283時間、29.9%の減少。室内プールの利用者数は1万6,880人で、昨年同期の1万9,162人に対して2,282人、11.9%の減少。浴場施設の利用者数は1万6,700人で、昨年同期の8,029人に対して8,671人、108.0%の増加。トレーニング室の利用者数は390人で、昨年同期の652人に対して262人、40.2%の減少となっております。

詳細につきましては、表19-1から19ページの表19-3までに記載いたしましたとおりでございます。

また、(2)施設の使用料収入状況につきましては、表20に記載いたしましたとおりでございます。

続きまして、(3)施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び20ページの表22に記載してございます。いずれも水質基準以下で

管理を行っております。

また、行政報告資料といたしまして、「不燃・粗大ごみ処理施設の爆発等について」、「小平・村山・大和衛生組合の広域支援について」、「清柳園電気集塵機解体経過について」、「清柳園解体に向けたロードマップ」及び「不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンター更新における方向性について」を担当課長から説明させます。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○資源推進課長（濱野和也） それでは、行政報告資料2「不燃・粗大ごみ処理施設の爆発等について」を御覧ください。

今回、3件の事故が発生しました。

1件目は、令和2年8月13日（木曜）午前9時54分頃、不燃・粗大ごみ処理施設破砕棟破砕機内で小規模な爆発が発生しました。経過といたしましては、次のページの1の写真にあります破砕棟内にあります破砕機内で、ごみを処理している際に、不燃ごみに混入したスプレー缶等に破砕した際に発生した火花がスプレー缶等のガスに引火したことにより、小規模な爆発が発生したものと推測されます。

消防機関等の現場検証の結果、爆発原因とされるものは発見されず、火災断定とはなりませんでしたが、施設は安全確認後、午後から運転を再開しています。

2件目は、令和2年10月22日（木曜）午前10時40分頃、不燃・粗大ごみ処理施設において異臭がしたため、現場確認を行ったところ、2の写真の右側が高分子バンカと表示されておりますが、その後方に磁選機回収鉄バンカというのがありまして、そこから煙のようなものが出ているのを確認しました。

その後、バンカ内の鉄類を車両に移し替える際に火災であることを確認したため、次のページの上の写真にあります写真奥の磁選機回収鉄置場へ移動させ、初期消火を行うとともに、消防機関への通報を行いました。なお、消防機関が到着した際には鎮火していました。

また、消防機関等の現場検証の結果、次のページの上の写真のように焦げた電池の一部が発見されました。火災原因とされるものは発見されませんでしたが、火災断定となっております。なお、施設は安全確認後、午後から運転を再開しています。

3件目は、令和2年10月29日（木曜）午後3時36分頃、不燃・粗大ごみ処理施設破砕棟破砕機内で、8月13日に発生したものより小規模なものではありましたが、爆発が発生しました。経過としましては、8月時と同様に、ごみを処理している際に、不燃ご

みに混入したスプレー缶等に破砕した際に発生した火花がスプレー缶のガスに引火したことにより、小規模な爆発が発生したものと推測されます。

消防機関等の現場確認の結果、爆発原因とされるものは発見されず、火災断定とはなりませんでした。なお、爆発の時間帯が夕方であったことから、当日でのごみ処理は行わず、施設の運転は行っておりません。

4の施設の損傷状況等につきましては、今回の3件の事故による人的被害及び建物や施設の稼動に影響する損傷はありませんでした。

防止対策としまして、関係市に対しては、適切な分別収集を文書で依頼するとともに、市民に対して分別の徹底の協力について、関係市ホームページ及び市報への掲載依頼を行い、当組合においても、分別排出の協力について、ホームページや広報誌を使用して周知しています。また、今後は関係市及び柳泉園組合で課題を出し合いながら、防止策としてどのような方法があるのかを事務連絡協議会等で協議していくことになっています。

今回、このような事故が発生してしまい、関係者の皆様、そして近隣住民の皆様には御迷惑をおかけしまして、大変申し訳なく思っております。今後も引き続き、事故防止に努めながら業務を行ってまいります。

報告は以上となります。

○総務課長（横山雄一） それでは、続きまして、小平・村山・大和衛生組合の広域支援についての資料を御覧ください。

初めに、多摩地域におきましては、相互支援協力の事態が発生した場合、広域な処理を円滑に実施するため、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書」を多摩地域全市町村及び一部事務組合で締結をしております。今回の広域支援につきましては、当該協定書に基づく広域支援でございます。

まず、1の広域支援依頼団体につきましては、小平・村山・大和衛生組合でございます。当該組合は、小平市中島町に設置されている、小平市、武蔵村山市及び東大和市で構成する一部事務組合でございます。

2の広域支援依頼理由につきましては、令和7年9月末に竣工する新ごみ処理施設の建設工事に伴うもので、3炉中1炉を解体し、残りの2炉で処理を行うこととなります。その際、定期補修等で処理できない期間につきましては、広域支援をするものでございます。

次に、3、支援期間につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなります。

4、支援依頼量につきましては、年間約4,000トンで、廃棄物種別につきましては、全部可燃ごみとなります。

6の支援根拠につきましては、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書第3条第2号に基づく支援となります。

7、支援団体につきましては、ふじみ衛生組合、西多摩衛生組合及び当組合の3団体となります。

8の受入れ手数料につきましては、トン当たり3万8,000円となり、こちらは事業系ごみ処理手数料の小平市、武蔵村山市、東大和市を除く多摩地域の平均単価でございます。次に裏面のページに行きまして、こちらには経過と今後の予定を記載しております。

8月19日に小平・村山・大和衛生組合から広域支援の依頼があり、11月11日及び12日の周辺自治会定期協議会において説明をし、全自治会の方から了承をいただいております。今後、当該組合に広域支援の正式回答を行い、3月下旬に契約締結、令和3年4月から受入れ開始となります。

その他の資料といたしまして、広域支援の依頼文書、協定書及び実施要綱などを添付しておりますので、御参照いただければと思います。

広域支援につきましては以上でございます。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、第3回定例会で御説明させていただいた以降の清柳園電気集塵機解体経過について御説明させていただきます。

行政報告資料、清柳園電気集塵機解体経過についてを御覧ください。

行政報告資料にも記載されておりますとおり、8月7日にテントの設置が終了し、同日に洗浄を開始いたしました。次に、8月20日に洗浄が終了し、職員が洗浄された電気集塵機等を確認いたしました。その後、テント内で電気集塵機を解体し、解体のできたものから搬出を開始し、9月2日に搬出を終了いたしました。

その後、テント、土間コンクリート等の解体等を行い、ガラ等の搬出が9月23日に終了いたしました。また、10月29日から30日にかけて洗浄水、残った廃棄物の搬出、周囲の鋼板の設置を行い、現場での作業が10月30日に終了いたしました。

今後は、作業環境の分析結果、報告書等の提出をもちまして、全ての作業が終了となります。分析の数値等につきましては、報告書の提出後、御報告させていただきたいと思っております。

次に、PCB含有のコンデンサーの処理についてですが、8月24日に東京都へ運搬計

画書を提出し、9月25日に柳泉園クリーンポート地下の保管庫へ運搬、保管を行いました。その後、処理業者と運搬、処分の契約を行い、11月20日に搬出を行いました。処理が完了するには2～3か月かかる見込みです。

最後に、JR東日本の関係ですが、電気集塵機の解体が終了し、JR東日本のフェンスの修理が行える状況となったため、修理の方法等につきまして調整を行い、修理方法が決まりましたので、現在、見積り徴取等の事務を行っております。

以上で清柳園電気集塵機解体経過についての報告を終わります。

○総務課長（横山雄一） 続きまして、清柳園解体に向けたロードマップを御覧ください。こちらにつきましては、関係市と協議を行い、今回ロードマップとしてまとめさせていただきました。

まず、1、解体までの流れについてでございますが、計画といたしましては、令和5年度までに解体を終了するものと計画をしております。

1の関係市との協議については、今後も引き続き行っていくことにしており、実施時期や跡地利用など主な協議事項となります。

次に、2の基金積立てにつきましては、基金条例を制定し、目標額として解体の概算費用約6億円を設定しております。

3、実施設計策定につきましては、令和3年度にコンサルタントに委託し実施設計を策定し、その後、解体時期や経費等を具体化したいと考えております。

4、清柳園解体については、実施設計策定後、土壌調査等を含め、令和4年度以降の解体を考えております。

続きまして、2ページには、項目ごとに今御説明した内容が記載されております。

次に、3ページ、2の概算費用につきましては、建屋解体費用、土壌汚染処理費用及びその他関連経費といたしまして、合計で約6億円としております。

次に、3、清柳園解体基金の設置・積立計画については、積立て目的の明確化、財源及び事業の透明性を確保するため、計画的に積立てを行う予定とし、目標額を解体概算費用の6億円としております。財源につきましては、決算剰余金、公債費減額分及びその他歳入を見込んでおります。

4、今後の予定につきましては、令和3年度に実施設計策定、次のページに行きまして、令和4年度以降に実施設計を基に予算措置、具体的な解体時期を決定いたします。予算措置状況に応じて、解体工事、土壌調査等に着手することとしております。

5のまとめといたしまして、清柳園自体、老朽化はかなり進んでいる状況であるため、早急に実施する必要があり、当組合最優先課題と位置づけ、このロードマップに沿った形で着実に進めていきたいとしております。また、解体にはかなりの費用が想定されますが、計画的に基金の積立てを行い、関係市の負担金に影響することがないよう努めたいとしているところです。また、自然災害や当該施設の安全性にも十分配慮し、適宜、防災及び安全対策を実施する必要があるとまとめたところでございます。

清柳園解体に向けたロードマップについては以上でございます。

○資源推進課長（濱野和也） それでは、行政報告資料6「不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンター更新における方向性について」を御覧ください。

まず、1ページの1、現況についてです。

不燃・粗大ごみ処理施設は、昭和50年竣工後、二度にわたる改造を行い、現在まで45年が経過し、リサイクルセンターも平成5年竣工後、27年が経過しています。両施設とも施設の老朽化が進む中で、竣工当時とごみの搬出形態やごみ質も変化しており、現在のごみ質に適した処理が難しくなっていることから、経済性や安全性に優れた施設の更新計画を検討していく計画となります。

次に、2、方向性についてです。

令和3年度策定の一般廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理計画を踏まえ、適切な時期に一般廃棄物処理基本計画による将来の搬入計画量をベースに基本構想を策定していく計画となります。

策定する際には、関係市のごみ収集及び柳泉園組合の処理状況に適した整備の在り方を協議していき、これに政府方針による今後展開されるプラスチックごみリサイクルの義務化の動向等、社会情勢の変化にも注視しつつ、基本的な方向性を示すこととなります。

新施設整備においては、現在、不燃・粗大ごみ処理施設とリサイクルセンターは個々に処理を行っていますが、新施設整備の検討においては、廃棄物の3Rを総合的に推進し、循環型社会形成を図る目的に向かって、効率的なマテリアルリサイクル推進施設として検討するために、関係市と柳泉園組合が協議し、循環型社会形成推進地域計画を策定する必要があります。

更新計画における財源計画においては、負担金の平準化を図りつつ、施設整備基金の積立てを行っていますが、これだけでは整備事業の財源を満たすことができないため、循環型社会形成推進交付金や一般廃棄物処理事業債を利用することで、整備事業費における一

般財源の抑制に努めていかなければなりません。

次に、2ページの3、維持管理及び更新計画についてです。

新施設の稼働開始まで長期間を要するため、その間の既存施設の機能維持を保たなければならないことから、既存施設における効率的及び効果的な維持管理コストを検証する必要があり、その中には既存施設が新耐震基準を満たしているのか確認するなど含まれます。診断結果によっては、耐震対策を講ずる必要性や今後の整備期間中の施設の老朽化に対する維持管理計画も検討していきながら、施設基本構想と循環型社会形成推進地域計画を初めに、更新計画を進めていくことを考えております。

不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンター更新における方向性についての報告を終わります。

○議長（三浦猛） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（村山順次郎） 数は数えていないのですが、幾つかお聞きいたします。

柳泉園組合議会では10月29日、さいたま市の桜環境センターを視察してまいりました。通常例年ですと朝から出かけて行って、お昼御飯を食べて夕方帰ってくると、そういう行程が多いのですが、今回の場合は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策も含めて、お昼に集合して夕方帰ってくると、昼食を取らないというスタイルでありました。御調整いただいた事務局の皆さんにはお礼を申し上げたいと思いますし、御多用の中、視察を受け入れていただいた桜環境センターの皆さんにも、この場ではありますが、お礼を申し上げたいと思います。

同施設は平成27年（2015年）竣工で、ガス化溶融炉の可燃ごみの処理施設や、びん・缶・ペットボトルなどの資源物の中間処理施設、柳泉園組合で言うところの厚生施設に当たる余熱体験施設などもある施設でございました。新しい施設でよい施設だなという感想でございます。ガス化溶融炉が設置してある施設にこの間、何度か視察に行っているのですが、今回も感じたところは、柳泉園組合への導入というのは想定しづらい、想定できないものであって、私個人の感想としては、一般的な知見としては興味深かったなと思いつつ、ガス化溶融に関して直接的な関連はなかったかなとも感じております。

資源物を処理するリサイクルセンター、これも大変示唆に富むものであったなと思います。今ほど御説明、御報告のあったリサイクル施設、不燃・粗大ごみ処理施設の更新とい

うところから考えても、一旦建てれば数十年、50年、60年、本来なら使いたいであろうその施設で、どういうものを処理できるようにするのか、どういう機能を付与するべきなのかというのは、これはなかなか難しい課題なんだなというところも視察して感じてきたところであります。

毎年恒例でございますけれども、参加された管理者、私は今ほど申し上げたような感想を持っておりますけれども、行かれたところでの受け止め、感想で結構だと思っておりますけれども、せっかく行かれておりますので、そのこのところをお示しいただければと思います。

次に、施政方針で掲げられた4つの課題のうちの3つについては、今回非常にいろいろ多岐にわたって御検討、御調整いただいて、前進をしてきている、進めてきていただいていると思うのですが、1つ今回言及がなかったものがありまして、職員体制のところですが、検討委員会の報告書が、昨年1月に出されてというところが一つのスタートラインで、来年の1月になるとそこから丸2年というところでございます。

ここで、今年の施政方針のその部分を読み上げるのは控えますが、今のこの進行でいくと来年の施政方針の段階でも今年の施政方針と同じものが出てくると。これは諸課題から考えて適当ではないと私は思っております。クリーンポート長期包括運営管理事業においても、柳泉園組合の職員の皆さんの技術的水準の維持向上、こういうことは大きな課題でありますし、今日話題になります諸課題を推進していく上でも、それを実際担っていただくのは職員の皆さんでございますので、ここの職員体制を抜きにこういうものを進めていく、考えていくというのもやはり不十分さが残るのではないかと思います。

このところの進捗をお伺いしたいということと、あと、課題になっております職員採用のところ、電気主任技術者ですか、今日来ましたら、エレベーターの前にポスターというよりは貼り紙という感じですがけれども、工夫していただいて募集をしていますという告知のものがまだ貼ってあったので、その後もその状況が続いているのかなと思うのですが、募集している職員さんの応募状況、採用状況等も併せてお示しいただければと思います。

以上が大きな2点目の1個目と2個目でありました。

大きな3点目ですがけれども、今、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が、各組織、様々な工夫をしていただいていると。前回定例会で、野島議員の質問で、一定の御答弁はあるのですがけれども、もう一段、もう一回りの取組が必要かなと。こういう組織での対策としては、感染者が出るということは、これは100%防ぐ方法は現状ないと思うのですね。そうすると、感染者が出たときに、クラスターにしない、柳泉園組合の職場の中で感

染を広げない。もう少し言うと、濃厚接触者になる人をできるだけ少なくする、こういうことが対策として求められると。聞きますと、昭和病院組合の職員さんなんかは、職員同士で御飯を食べないというところまで徹底されているようで、先方は病院ですから対策はまた別の考え方があるかもしれませんが、マスクをしないで話をしない等、それぞれの所管が分かれて恐縮ですが、少なくともクリーンポートのほうと不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターのほうと、さらに一回り工夫をされているところがあればお聞きをしたいと思います。大きな3点目でした。

4点目ですが、不燃・粗大ごみ処理施設とリサイクルセンターの更新ということで御説明があったところなのですけれども、今年の施政方針を見ますと、これは手元に平成29年度から4か年分の会議録を今日持ってきているのですが、課題としての言及は不燃・粗大ごみ処理施設の改修計画という言い方なのです。施政方針上はリサイクルセンターというふうには言っていないのですよ。説明していただければ理解できると思うのですが、リサイクルセンターは御説明があったように27年という建設年次です。一般的には公共施設で27年というと、建て替えというので、ああ、そうかなという、少し早いのではないかと思うのが普通だろうと思うのです。これを一体に更新をするというのが今日の御説明だと思うのです。施政方針から大きな進展、政策判断があったと受け止めるわけですが、そのところの判断の経過、理由等、そこを少し御説明いただいたほうがいいかなと。一定御説明があったと思いますが、もう少しかみ砕いてお示しいただきたいなと思います。

不燃・粗大ごみ処理施設とリサイクルセンターの更新の関係でもう1点聞きたいのですけれども、私なりにかみ砕いてお聞きしますと、関係市の一般廃棄物処理基本計画の策定が来年度末、来年度後半と聞いております。そこをスタートラインに基本構想をつくるとなると、それなりに規模の大きい話でございますから、1か年内に、つまり翌々年度に収まるかという、少しどうかなと。2か年ぐらいかかるとすると、令和4年、5年ぐらいでこの基本構想をつくって、そこから竣工まで7年かかるという御説明でしたから、すごく順調にいて令和12年度ぐらいに新しいリサイクルセンターができるかもしれないというぐらいの御説明かなと、私なりに解釈するとそういうイメージ、スケジュール感を持ちます。

とすると2つあって、清柳園の課題もあります。リサイクルセンターの課題もあります。スケジュール的にはその先になりますが、柳泉園クリーンポートの次期計画、こういうものも、その辺まで行くと見えてくるという、そういうスケジュールかと思います。そうす

ると、全体の財政フレームってどうなっていくのだろうという心配が1つと、この不燃・粗大ごみ処理施設に関しては、改修をするということはずっと言ってきたもので、すごく順調にいったとしても、令和12年まで今の施設を使い続ける、そこまで使わないのかな、もう少し手前で解体になるのか分からないですけれども、一定の期間、五、六年、七、八年ぐらいですか、は使うことになると思うのですね。それまで使っていけるのかという、何らかの改修等の、お金をかけて手を入れる必要が生じないのでしょうかという心配が2つ生じます。その点の御説明をいただければ。

財政フレームについては、清柳園についての見込みも今日示されたところですが、できれば全体の、少なくとも柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の期間ぐらいの財政フレームを、都度見直し、都度ローリングにはなると思うのですが、負担金に関わることもございますので、柳泉園組合としての全体の財政フレーム、これを作っていただきたいと思います。いかがですかというのが質問であります。

長くなって申し訳ないのですが、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業についても1点聞きたいと思います。柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業について決算段階で、その決算の年度で行った大規模補修とか定期点検とか、そのような技術的な資料もお示しをいただいておりますし、財政効果、これについても毎年示していただいていると。2019年度については4億645万4,000円の効果があったと資料で分かります。柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業は昨年度で3か年目ですので、トータルで12億2,700万円余という財政効果があったということが資料上分かります。昨年も聞いたのですが、この財政効果があったということについてどのように評価されているのか。当初の予定どおり効果が上がっていますというお話なのか、思ったより少なかったですというお話なのか、見解ですので言い方はお任せしますが、この12億2,700万円余の財政効果があったことについて、どういうふうに受け止められているのか、見解を伺いたしたいと思います。

もう1点は、技術課にお聞きしたいのですが、柳泉園クリーンポートの管理運営を行っている中で、大小様々、御報告には及ばないような小さなトラブルも含めて、いろいろなことが多分日常的には起こっているだろうと思います。このところで、把握されている範囲で結構ですので、どういうトラブルがあったか、その辺のところ。昨年申し上げたのは、従来ですといろいろなトラブルが仮にあったとしても議会の報告に至らないケース、それは報告してもらったほうがいいよというのがいろいろあって、現在の運用になってい

るところなののですが、どういう問題があって、どういうふうに運営されていて、こういう場合は議会等に報告がある、そういうところの基準が必要ではないかという話をしたことがあるのですね。その点から昨年の柳泉園クリーンポートの運営の中でどういう課題があったのか、どういうトラブル、事故と呼べるものかどうか分かりませんが、そういうものがあったのか、そここのところの把握があれば、お聞きをしたいと思います。

○管理者（並木克巳） それでは、1点目の視察におけます感想ということであります。

先月、さいたま市の桜環境センターに視察、一緒に参加をさせていただきました。全体的には有意義だったなと感じているところでもありますけれども、やはり最新の施設ということでもありますし、全体を新設していたかなというふうに思っているのですけれども、可燃・不燃、また資源物等の収集、また配置等も動線も含めていろいろな工夫をされていたかなと思っております。安全性に関しても、大変細心の注意を払われていたかなと思っております。

合併されてさいたま市になったということで、いろいろな課題もあるように聞いたのですけれども、今後も長期的にそのようなことも考えながら、また更新をしていくようなお話も伺いましたし、いろいろなことを聞かせていただいたことは、今後に活かせるかどうかという部分はありますけれども、有意義であったと感じているところでもあります。

○総務課長（横山雄一） それでは、職員体制についてでございます。

こちらにつきましては、現在も「職員の定員及び組織に関する検討委員会」の報告書を基に作成をしている状況でございます。大分まとまりつつございますので、今後、事務連絡協議会等で関係市に報告をさせていただき、2月にはお示しできるようにと考えているところでございます。

次に、電気主任技術者の募集状況でございますが、昨年度2回募集をかけまして、応募がなかったところがございます。今年度においても上半期に募集をかけたところなのですが、応募はゼロでございました。今、各対象の学校の就職担当を回っているところでございます。そのようなことを踏まえて、再度これから募集をしたいと考えているところでございます。

○資源推進課長（濱野和也） それでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関しましてですが、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター及びし尿処理施設とあるわけですが、今、第3波が押し寄せているという状況下にありまして、通常の運転業務におきましては、マスク、ゴーグル及び手袋の着用、そのような形で引き続き、消毒液を

使ったりということで対応しております。また、食事の面におきましても、時間的な差を設けながら、密接、あまり人混みにならないような形で食事を取るような体制にもしております。

続きまして、不燃・粗大ごみ処理施設の更新に関してということで、実際の施政方針の中では「改修」という言葉、今回は「更新」という言葉に、その辺の言葉の違いと申しますか、経緯なのですけれども、現状、今日御報告しましたものは、現在、不燃・粗大ごみ処理施設が45年、リサイクルセンターが27年既に稼働しているということで、施設の老朽化がある。そして、今回、行政視察におきまして、桜環境センターのように、昨年、おととしと、やはり同じような施設を議員の皆様にはお忙しい中、視察に参加していただいて御覧になっていただいたとおり、あのような形で箱物の一体化というのが主流になっています。当然、先ほどの行政報告資料の報告でもありましたように、ごみ質の違い等、いろいろその当時と違っているものもありますので、今後は更新に向けたそのようなことを一般廃棄物処理基本計画を基に考えていきたいということで、今回更新という形にしております。

あと、3点目の今後の予定と申しますか、令和3年度に一般廃棄物処理基本計画を策定する、その後ということでよろしいでしょうか。当然、今問題となっています優先順位としましては、清柳園の問題があらうかと思えます。それが令和5年度に完了する予定となっておりますので、なかなか経費の問題等もありまして、同時進行というのは難しい面もあらうかと考えております。基本構想に関しましては、令和3年度に清柳園解体に向けた実施計画を策定する予定となっておりますので、そのようなことを踏まえまして、令和4年度に準備を進めることができればよろしいかなとは考えております。

○技術課長（米持謙） まず、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について御答弁させていただきます。

議員のおっしゃるとおり、一番気になるところが柳泉園クリーンポートの運転管理になるかと思えます。やはりグループで運転している関係がございまして、計器類も共通計器類として使用しておりますので、常にアルコール消毒をして対策を図っております。また、食事も、24時間運転しているものですから、それぞれ交代して食事を取っているという形で対策を取っております。また、感染者が発生した際には、継続作業が困難になった場合の対応として、保健所と連携しながらBCP（事業継続計画）に基づいた応援体制を築きまして、事業の継続を図っていきたくと考えております。

続きまして、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の財政効果についてでございますが、こちら、後ほど決算でも御報告する予定ではございますが、決算資料のとおり、令和元年度につきましては約4億円の財政効果があったところでございます。実際に感じる効果としては、ごみ処理を行いながら大規模補修の実施ができるということで、売電収入及びごみ処理手数料の確保が図られ、また来年度は小平・村山・大和衛生組合の広域支援を行いますけれども、当組合としては、広域支援を受けずに大規模補修の実施ができるというところがかなりのメリットであると考えております。

昨年度のトラブル等の状況になるのですけれども、見学等で灰ピットの部分のところでお知らせしたりするのですが、かなりの鉄類が焼却残渣の中から出てきます。大体年間250トンから260トンぐらい出ているのですけれども、やはりその鉄類がコンベヤに引っかかって止まってしまうというトラブルは度々ありまして、すぐに取り除いて対応を図るという状況がございました。

○総務課長（横山雄一） それでは、全体の財政フレームということでお答えしたいと思います。

現在、清柳園につきましてはロードマップを作成したところで、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターにつきましても、方向性を御提示できたところでございます。我々としては、一つ一つ課題をクリアしていこうと考えているところでございまして、柳泉園クリーンポートの更新までは現時点では考えていないところでございますので、適切な時期になりましたら、柳泉園クリーンポート更新も含めた全体の財政フレームについて検討していきたいとは考えているところでございます。

○3番（村山順次郎） 管理者の受け止めは共有する部分もあったかなと感じております。それで、御答弁のなかったところで、順番に聞いていきますね。

まず、職員体制の課題については、議会に示せる段階ではないものの、一定の進捗があると。今年度の中で何がしか御説明いただけるような御答弁だったので、それはそれで待ちたいと思います。

電気主任技術者の募集がうまくいかないという、これは引き続き御努力をお願いするしかないのですけれども、やはりこの職員体制の問題というのは、柳泉園組合が望めばふさわしい人材が幾らでも採用できるという状況ではないというのがまず前提として一つあるということと、あと職員の皆さんの年齢構成の問題で、一定その技術、知見、経験を持たれた方が、ある程度年齢が上の方が多くなっているという職員体制の分布の問題、これを

早めに手だてを取っていかなければその継承ができないという課題なども以前から指摘をさせていただいているところがございますので、適切な検討は必要だと思いますが、取れる手だてのことを考えますと、一定のスピード、スケジュールでということになるかと思っておりますので、引き続きお願いをいたします。これは意見だけ述べて終わります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のところですが、御対応いただいているということでもあります。それは引き続きお願いをしたいと、不自由もあると思いますが。仮にクラスター的なことが発生をいたしまして、10人、20人と感染になりますと、柳泉園クリーンポートの運転ということであれば、ある運転係に感染者が出て、その運転係が全体でお休みをします。これはもう恐らく多分避け難く、実際そうなれば保健所からそういう指導になるのだらうと思うのです。そこを広げない。不燃・粗大ごみ処理施設にしても、リサイクルセンターにしても、柳泉園クリーンポートもそうですが、仮にそれが安定的な運転に支障が出るようなことになれば、やはり課題になるだらうと思っておりますので、クラスターにしない取組、手だてというのをいろいろ情報収集しながら取れる手だては取っていただきたいと思います。

今のは要望で意見だけ申し上げて終わるのですけれども、再質問したいのは、不燃・粗大ごみ処理施設のところですが、今年の2月の施政方針段階では改修計画であったものが更新計画になるというのが一つ大きな変化で、一体でやっていくということ、これも大きな転換なのです。視察等もして、そういうのが主流だと思うのです。一定分かる部分もあるのですが、少しやや、あっ、そうなのだという驚きがあったので、質問したところでもあります。

少し御答弁いただけなかったところがあって、私の理解としては、すごく早くって令和12年ぐらいに出来上がる、竣工するというスケジュール感、これが何か支障、この間も、いろいろな予定がこうだったけれども、こういう事情でこう延びるということがいろいろな分野でいろいろ起こっているのですが、順調にいかないとも限らない。そうすると、今の不燃・粗大ごみ処理施設が主なのですが、かねてから課題、老朽化している、いろいろな課題があるという中で、手だてなく向こう五、六年間、使っていけるのでしょうか。何らかの補修、改修等が、手を入れる必要が生じないのでしょうか。その辺は今日の御説明、資料上は読み取れなかったので、その辺の検討というのはございますかというのがあります。そこは少し御答弁いただければと思います。

柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に関しては、決算審査のところではよ

かったなと反省を今しておりますが、財政効果が一定あると、これは事実としてあるかなと思います。担当としての受け止めも聞きましたし、柳泉園クリーンポートで起こっているトラブルについても御説明があったところです。これはもう一回聞きたいのですが、私の問題意識としては2つなのですが、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業を実施することによって、このように財政効果が出ていると、3か年で幾らという財政効果が出ているということ、及び安定的な運営が少なくともこの3か年においては実施されていると、こういうこともあるけれどもという、そういう広報、周知。市民の皆さんに柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業と言って、これが何なのかというのはなかなか理解しづらいと思うのですが、柳泉園組合としての取組としてこういうことを実施していて、こういう効果が上がっているという広報をしていただきたいと思うのですね。これは柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業を是とするか否とするかという補正予算の債務負担行為の議案のときにも申し上げている。周知をしてほしいということは申し上げていて、ぜひ通常の広報等だけではなくて、ホームページに特設ページをつくるとか、りゅうせんえんニュースの特別号を出すとか、そういう特別の手だてが必要ではないかなと思いますが、この点の御検討、御見解をいただければと思います。

○資源推進課長（濱野和也） 失礼しました。まず、更新に関しまして、令和3年度に一般廃棄物処理基本計画を策定します。その後、次のスタートとしましては、施設の基本構想がまずスタートラインに立つと思います。ですので、それが何年度から実施できるのか。先ほど少し申し上げましたが、清柳園の関係もありますので、その辺は関係市と協議しながら状況を踏まえた上で、施設の基本構想がいつからできるのかというのがまず大きなポイントになろうかと思います。

その後の更新、要は出来上がるまでの間は、毎年、必要最低限で定期点検整備補修等を行いまして、施設の機能を維持しながらごみ処理を滞りなくできるように、毎年やっているとごさいます。ただ、耐震の関係もありますので、そういう建屋の、働く方がいらっしゃいますので、そういう安全性を考慮した上では、建屋自体がやはり古いものでごさいますので、その辺は耐震診断を行って、まず人命、その辺を重視しながら、あと機械的にはそのようなオーバーホール等をしながら進めていきたいと考えております。

○技術課長（米持譲） 柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業についての周知、広報について御答弁させていただきます。

村山議員のおっしゃるように、現在はりゅうせんえんニュースにおいて、決算の報告の

ほうは大規模改修を行っている関係で毎年広報で周知しておるところでございますが、同様の内容をホームページにも掲載しようということを今後検討していきたいと思っております。また、大規模補修が終わったときに、一定の効果として何か特集でも上げられればいいかなと思っております。

○助役（鹿島宗男） 不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターについて少し補足説明をさせていただきます。

先ほど方向性について課長から説明があった中で、今後の建て替えについての財源の話が出ていたと思っております。循環型社会形成推進交付金や一般廃棄物処理事業債を利用するというのが今回の建て替えの検討をしなければいけないところなのですが、交付金を頂くためには、環境省で設定している循環型社会形成推進地域計画というのを策定しないと交付金が頂けないのです。その交付金を頂くに当たって、廃棄物の3R、皆様御存じのとおり、リデュース、リユース、リサイクル、この総合的な推進ということも検討しなければならないので、リサイクルセンターも含めた更新計画にして、この交付金等を頂くということで検討していかなければならないということ、考えているところでございます。

補足説明をさせていただきました。

○3番（村山順次郎） 分かりました。柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に関する広報のところはぜひ御検討いただいて、関係市の住民の皆さんに、柳泉園組合が何を取り組んでいるのかというのが伝わるような手だて、このところは一段御留意いただければと思います。

それで、不燃・粗大ごみ処理施設の建て替えのときまでに、その施設がもつのかというところも、やはり安全という問題と安定的な処理という観点から聞いておまして、何らかのアクシデントによって竣工時期が遅れてしまったりすると、この間もいろいろなことで延びることが間々あるので、何らかの理由で操業できないということになると非常に大きな支障が生じると思っておりますので、この点、今後の検討になるかと思っておりますが、御留意いただきたいと。

先ほど財政フレームの話をも再質問しようと思っていて忘れたのですが、建て替えのところまで含めてというのはそれは無理だというのは私も思います。一方で、清柳園のことがあり、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターの更新ということがあり、その他にもいろいろ支出のものがあると。収入がどうか、決算剰余金がどうかとか、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の財政効果、公債費等の変動の要因ですとか、いろいろな

入りと出の見通し、その都度、その都度、変わっていくものだろうとは思いますが、どうなっていくのか。向こう10年間ぐらいのスパンで、負担金のことも含めてのことですけれども、見通せるようなトータルのフレームがあったほうが議会としては分かりやすいと思いますので、そういう趣旨ですので、それ自体はお願いしたいと思いますが、もう一度御答弁いただけますか。

というのが1つと、助役からの補足がございましたけれども、不燃・粗大ごみ処理施設とリサイクルセンターを一体にというよりは、むしろリサイクルセンターの更新ということが地域計画をつくり、かつ、その後の交付金を得るための必要条件になるということなのではないのでしょうか。そうではないのであれば、そうではないということで御説明いただければと思います。

○総務課長（横山雄一） それでは、財政フレームについてでございます。

今後10年ぐらいということでございます。こちらにつきましては、計画を策定して経費が出たものについては反映できますので、その辺は検討していきたいと考えております。

○助役（鹿島宗男） すみません、私が言葉足らずで申し訳ございませんでした。

先ほど私がお話ししたかったのは、政府の方針において今後展開されるプラスチックごみのリサイクルの義務化の動向や社会情勢の変化を注視しつつ、基本的な方向性を示していかなければならないということで、現在、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの処理については、不燃・粗大ごみ処理施設とリサイクルセンターの2つの施設で処理を行っております。また、新施設整備の検討においては、循環型社会形成推進基本法の原則にのっとり、廃棄物の3Rを総合的に推進し、循環型社会形成を図る目的に向かって効率的なマテリアルリサイクル推進施設として検討をしていかなければならない、それが循環型社会形成推進地域計画の策定というところにつながっていくということで、リサイクルが主ということではないのです。そういうことを少し申し上げたところでございます。

○議長（三浦猛） ほかに質疑はありますか。

○4番（後藤ゆう子） それでは、簡単に3点質問させていただきます。

1点目が、行政報告1ページの事務の状況の8月28日に、第1回柳泉園組合地球温暖化対策推進検討委員会というものが開かれたとなっておりますが、第1回だから初めてなのだと思うのですが、何に基づいて、何かそういう計画があったのかということと、どのようなメンバーでどのような内容のことを検討されている委員会なのか、少し補足をお願いいたします。

それから2点目が、2ページの見学者について。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で、小学生の見学の受入れが今ストップしているというのは前回でも聞いたのですが、柳泉園組合の見学は小学校の3年生か4年生か、毎年決まった学年が来ると思うのですが、長期にわたって見学ができないとなると、その学年は大きくなってしまふと来られないままになってしまうので、前回、求めがあれば、DVDの貸出しであるとかしおりを送っていると伺ったのですが、どれぐらいの実績があるのかというのと、細かいそのようなルールが決めてあるのかとか、積極的に関係市の事務連絡協議会とかで関係市の教育委員会などに知らせてくださいみたいな広報を行っているのかというところを確認させてください。

最後に、行政報告資料の4ページの予約管理システム運用委託について、委託の内容を伺います。利用者がふだん利用しているパソコンやスマートフォンなどで、24時間いつでもどこでも施設の予約ができるようになるというのは、具体的に野球場とテニスコートなのか、もっとトレーニング室とか会議室のようなものもできるのかというのと、開始時期は指定管理者が運用するようになった来年の4月1日からと考えていいのかということと、利用に当たっては何かあらかじめこちらへ来て、利用者登録みたいなものをする必要があるのか、今の時点で分かるもの、予約システムについて説明をお聞かせください。

○技術課長（米持譲） 地球温暖化対策推進検討委員会についてでございます。

こちらは簡単に申し上げますと、CO₂の削減に向けた検討をする会議でございます。メンバーとしては、委員長を助役といたしまして、各課長、係長がメンバーとなって、協議していくという会になってございます。

○総務課長（横山雄一） それでは、社会科見学についてでございますが、現状、引き続きDVD等の配布をしているところでございます。実績につきましては、どこに何校配布したとかは今確認しておりますので、後ほど御回答させていただければと思います。

また、教育委員会等には周知はしてございません。問合せがあった学校に対して、説明をして、DVDを配布している状況でございます。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、予約システムにつきまして御答弁させていただきたいと思っております。

まず、予約システムで予約ができる施設でございますが、野球場、テニスコート、会議室、こちらはいわゆる貸切りで御利用いただくような施設についてのシステムになってまいります。

それから、開始時期につきましては、まず、現状、テニスコート、野球場等が改修工事を行っておりますので、まだシステムの運用ができませんが、会議室につきましては12月中に運用ができればということで、今準備を進めているところでございます。

あらかじめ来庁していただく必要があるかということですが、一応インターネットのほうで登録はできるのですが、御本人の確認を一度させていただく必要がございますので、まず一度はこちらのほうに来ていただく必要がある、そのような形で運用を始めさせていただきたいと思っております。

○4番(後藤ゆう子) ありがとうございます。

CO₂削減について検討する委員会があるというのは、今の時代、特にこのような中間処理施設には求められることかなと思って、いいことだとは思っているので、どれぐらいの頻度であるのかということと、実際こんなことが話し合われたよという内容が見られたらいいなと思うのですけれども、その辺についてお聞かせください。

それから、見学者についてはDVDの配布となっているので、焼き増ししたものを頂けるという考えでいいのかということと、GIGAスクール構想とか、子供たちは端末を持つようになるので、そのような、DVDでそれを見られるのか分からないのですけれども、積極的に新しい時代の教材として活用できるようになったらいいなと思うので、これは私も持ち帰って学校のほうに提案したいと思うのですけれども、その辺何かもう少し本格的にこちらのほうも考えていただいて、声かけとか呼びかけとかしていただけたらうれしいなと思っています。

最後のは分かりました。1回は本人確認で来るということと、野球場とテニスコートは改修が終わったら使えるということで理解しましたので、分かりました。地球温暖化の会議の頻度とか、もう少し補足をお願いいたします。

○技術課長(米持譲) 現在予定しているのが、年に2回を考えております。また、詳細につきましては今手元に資料がないものですから、分かる範囲でできましたら御説明したいと思っておりますので、もしかしら次回になってしまうかもしれませんが、報告させていただきます。

○総務課長(横山雄一) DVDの配布についてでございますが、要望のあった学校に対しましてDVDを焼き増ししたものをお渡ししている状況でございます。今後はその辺もどのような周知方法があるか検討して、なるべく周知をしていきたいと考えております。

○4番(後藤ゆう子) ありがとうございます。私としては、やはり本当は施設に子供

たちに来てもらって、実際のクレーンとかリサイクルセンターとかを見てほしいと思っ
ているのですけれども、現状、少し長引いているという点で、教材については御検討くだ
さいと申し上げて終わります。

○議長（三浦猛） ほかにございますか。

○8番（山崎美和） お願いします。私のほうからは、清柳園のことでお伺いしたいと思
います。

まず、清柳園電気集塵機の解体についてですけれども、その後の環境調査の結果が出て
いれば、その内容についてお伺いしたいのと、あと、周辺住民の方への結果の周知の仕方
ですね、どういうふうにしていくのかということをお伺いしたいのが1点。

それから、今後の清柳園の解体に向けたことですけれども、まず、解体に向けてロード
マップを作りましたということを周辺住民の方にどう知らせていくのかということにつ
いてお伺いしたいと思います。

それからあと、清柳園の資料の3ページのところにありますが、解体についての今後の
費用の概算が出ていて、土壌汚染の処理費用というのが約4億5,000万円で、計算式で
5万円掛ける3,000平方メートル掛ける3メートルという説明がありますけれども、こ
れはどういう想定のどういう処理の計算なのかについてお伺いします。お願いします。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、清柳園の件につきまして御答弁させていただ
きたいと思えます。

まず、周辺環境の分析結果でございますが、今決裁を取っております、決裁が終わり
ましたら詳しい数字のほうはまたお知らせしたいと思っておりますが、解体開始前と解体
開始後で大きな変化はございませんでした。

続きまして、周辺住民の方への周知の方法でございますが、これまでも何か変化があっ
た場合は、この工事の間につきまして周知をさせていただいておりますので、こちら
も決裁が終わりましたら、直ちに周辺住民の皆様へ周知をさせていただきたいと思
っております。

それから、解体のロードマップをどのように周知させていただくかということですが、
これはかなり具体的にもなっておりますので、周知につきましては検討させていただ
きたいと思っております。

それから、3,000平方メートルの根拠でございますが、敷地の面積が約3,700平方
メートルございます。そして、建屋の部分の面積が約700平方メートルございますので、

建物の部分は基礎が打ってございますので、一般的には汚染はされていないだろうということで、全ての面積から建屋の部分を除いた3,000平方メートルとさせていただきました。実際に解体を行う際には、建屋の下ももちろん分析を行いますので、そちらから何か汚染物質が出た場合は、そちらのほうもきちんと対応させていただくような工事をさせていただきたいと思っております。

○8番（山崎美和） ありがとうございます。その汚染ですけれども、どういう汚染を想定して、まずは調査をこれからするのだろうと思うのですけれども、5万円という計算をしていることからして、何らかの想定はしているのだと思うのですが、どういう想定をしていて、どういう処理方法だとか、あと、周辺住民の方にどんな影響が出る可能性があると考えているのか、分かるところを教えてください。

○施設管理課長（山田邦彦） 土壤の汚染につきましては、一般的に重金属、またダイオキシン類、このようなものを想定しております。

5万円という根拠ですが、東京都環境局発行の「中小事業者のための土壤汚染対策ガイドライン」といったものに出ておまして、土壤の入替えを想定しております。1立方メートル当たり5万円ということでこの金額を算出しております。

○8番（山崎美和） 周辺住民の方への周知が抜けています。

○施設管理課長（山田邦彦） 抜けておまして、大変失礼いたしました。

周辺住民の方への周知ですが、工事がもちろん具体的に決まりましたら、お集まりいただくのがいいのか、今までのように文書をポストインさせていただくのがいいのか分かりませんが、なるべく細かく周知をさせていただきたいと思っております。（「周辺住民の方への影響は」と呼ぶ者あり）周辺住民の方への影響。何ともまだコンサルタントにも出しておりませんので、具体的なことは申し上げにくいのですが、今回、電気集塵機の解体につきましても、あのよういきちんとさせていただいて特に影響はなかったと考えておりますので、同様にきちんと対策を取って行えば、周辺住民の方への影響はそれほどないのではないかと考えております。

○8番（山崎美和） ありがとうございます。対策を取れば影響はないというのは、本当にそういうふうにして対策を取っていただきたいので、そのもの自体がどのような、これから調査をしていって分かっていくことだと思うのですが、周辺住民の方によく知らせて、どういう危険性があるもので、どういうふうに飛散するだとか、そのようなものがどういうふうに測定していくことで危険性がないということが示せるのかとか、周

辺住民の方へは専門知識はもちろんですので、よく分かるような知らせ方を検討して
いていただきたいなと思います。

今後、これから工事していくときに、いろいろと要望も出せたら出したいと思っている
のですけれども、私、そういう危険があるようなものに環境調査もしながらの工事をやる
場合は、工事をしている場所に、そのとき、そのときの分かる数値、環境の数値ですとか、
そのようなものを常に貼り出しておくことが、いつの段階で調査したらどれくらいの数値
だったとか、そういうものが可能な範囲で出していけたら安心度が高まるのかなというふ
うに思っていますので、そういうやり方が可能かどうか、今後検討していただきたい
と思います。よろしくお願いします。

○議長（三浦猛） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（三浦猛） 「日程第5、その他報告」を行います。

○総務課長（横山雄一） それでは、その他報告をさせていただきます。

前回の第3回定例会の一般質問におきまして、稲垣議員から御指摘のあった事項につい
て確認をさせていただきましたので、御報告をさせていただきます。

まず、1点目、前回の定例会において、剰余金の取扱いが地方財政法第7条に違反して
いるのではないかと指摘を受けた件についてでございます。

前回の定例会で、この件に関してこれまでおかしいという認識はないと答弁をさせてい
ただき、このような御指摘があったことから再度調査させていただきましたが、やはり地
方財政法第7条には違反していないという結論でございます。

まず初めに、地方財政法第7条には、「地方公共団体は、各会計年度において決算上剰
余金を生じた場合においては、2分の1を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌翌年
度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければ
ならない。」と規定されております。この剰余金の処分につきましては、地方財政の健全
性の確保という見地から規定されたもので、地方自治法第233条の2には、「各会計年
度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。」と
規定され、翌年度の一般財源として使用することとなっておりますが、これが財政規模の
拡大を招く結果となり、財政の健全性を確保するという観点から望ましくないということ

で、地方財政法第7条で特例として使用上の制限を規定しております。

さらに、この剰余金の処分は、年度間調整財源としての処分方法を定めたもので、年度間調整財源は地方財政法第4条の3に規定され、余裕財源は積立であるいは地方債の繰上げ償還に充て、長期にわたる財政運営の健全性を確保するために年度間の財源調整を行わなければならないことを義務づけているところでございます。

そこで、当組合の予算についてですが、経費を自己財源だけでは賄えないため、その不足額を関係市の負担金で賄っております。例えば、決算において歳入が歳出を上回った場合などは、結果的に負担金を多くもらったこととなり、これは過払い分として関係市に返還すべきものとなります。そのため、歳入歳出差引額の一部は予算編成の段階で繰越金として歳入の一部に見込み負担金を算出しております。よって、歳入歳出差引額のうち、当初予算に見込んだ繰越金については、実質的には剰余金ではなく、関係市に返還すべき負担金を翌年度の負担金の一部に充当するために繰り越したものでございます。

また、繰越金の中には私車処分費が含まれております。これは、徴収した手数料が翌年度中に金額が確定するため、翌々年度にその確定した金額を繰越金に予算計上し、関係市に支払っていることとなります。

これらの方法は、負担金の算出において、負担金計算式に基づき行っております。

以上のことから、当組合の予算は、市と異なる財政構造であり、歳入の不足額を負担金で賄っていることから、基本的に余裕財源はなく、負担金計算式によって合理的に予算編成を行っているものであります。仮に、繰越金を歳入として見込まず、2分の1を基金に積み立てた場合には、その分、負担金は増額となり、負担金を増額して基金に積むことに地方財政法の規定による合理性や健全性はないと考えます。

さらには、地方財政法の目的ののっとり、地方財政の健全性を確保し、地方財政法第3条に規定する「合理的な基準により経費を算定し、資料に基づいて正確にその財源を捕捉し、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し予算計上すること」という規定に適合しているものであると認識しております。

以上のことから、当組合の予算における当初繰越金に計上している部分については、地方財政法第7条の剰余金には該当せず、同条には抵触しないと考えます。

続きまして、2点目、当組合の予算が、地方自治法第210条に規定する総計予算主義の原則に反するのではないかと指摘を受けた件について御報告させていただきます。

地方自治法第210条には、「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれ

を歳入歳出予算に編入しなければならない。」と規定されております。そのため、繰越金に私車処分費精算額を、予備費に私車処分費留保分を含めて計上していることで歳入歳出をきちんと記載されていないため、明確に予算書に記載すべきであるという御指摘でございます。

前回の定例会において、この件に関しましても、予算資料に記載しており問題ないと答弁をさせていただき、このような御指摘があったことから再度調査させていただきましたが、当組合の予算は総計予算主義に反していないという結論でございます。

まず、私車処分費についてでございますが、ごみ処理手数料（直接搬入する事業者及び市民から徴収する手数料）については、中間処理経費と最終処分経費で構成されております。その最終処分経費は関係市に支払うこととなります。これが私車処分費として取り扱っているところでございます。この支払いについては、徴収した手数料が翌年度中に金額が確定するため、翌々年度にその確定した金額を繰越金に予算計上し、負担金を計算しております。

これには、財政の合理的で効率的な運用を図る目的で負担金計算方法があり、それを基準に予算化しているため、予算編成の過程の一部であると認識しております。また、当初予算資料として「柳泉園組合負担金計算式」を予算書と併せて提出し、歳入歳出予算は明確になっているものと考えております。

以上のことから、総計予算主義には反しないと考えているところでございます。

ただ、負担金の計算方法につきましては、少し分かりづらい部分がございますので、今後も合理的で効果的な負担金計算方法について引き続き研究し、関係市と協議していきたいと考えているところでございます。

なお、この2件につきましては、顧問弁護士に確認をしていることを申し添えます。

その他報告につきましては以上でございます。

○議長（三浦猛） 以上でその他報告が終わりました。

これよりその他報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○6番（稲垣裕二） まずは、前回の定例会の一般質問に対しまして、詳しくお調べをいただき、御答弁をいただきましたことに御礼を申し上げます。ありがとうございます。

まず、後段のほうの私車処分費の取扱いについてということで御説明をいただきました。最後に総務課長もおっしゃられていましたが、負担金の計算の中で分かりづらいというこ

とを、私は総計予算主義に違反しているのではないかということを示しながら、分かりやすくしていただきたいということで結論として申し上げさせていただきましたので、そのことについては、今後、関係市との協議を進めながら、予算書の資料を見るのではなくて予算書を見て分かるように協議を進めていただきたい、こういうふうに思いますので、資料はあくまでも資料であって、予算書本体ではありませんので、その辺を十二分に踏まえた上で協議をして、分かりやすいものを作り上げていただきたいということを示し上げておきます。いろいろお調べをいただきまして、ありがとうございます。

それから、1点目の地方財政法第7条関係についてです。これも詳しく御答弁をいただきました。弁護士さんにも御照会をいただいたということですので、柳泉園組合の見解としては理解をいたしました。理解はいたしました、納得をしているわけではありません。

例えば、当初予算のときの繰越金を負担金の扱い、負担金を繰越金にしているがために負担金が減っているのですよと、こういうようなお話、御答弁がございました。一つ言い換えてみると、例えば令和元年度の決算を一つの例に取ってみて言うと、実質収支の最終決算額で見ると、4億6,920万7,000円という決算の数値が出てきます。比べて、当該年度の当初予算では、4億円を当初予算の繰越金として計上していると。しかし、前回の御答弁で、この4億円のうち、私車処分費が入っていますよと。私車処分費というのは、おおむね約2億2,000万円ですので、残り、1億8,000万円が当初予算の編成段階での歳入歳出の差額分ですよと。この歳入歳出の差額分は、これは剰余金ということにはならないのでしょうか。

ところが、これを繰越金として計上をしているわけですね。もしこれが剰余金ということであるならば、一旦関係市にお返しをして、その後、負担金の計算をすると、こういう形を取るのが本来の筋であるのだと思います。この1億8,000万円というのは一体何なのでしょうかとということと、それと結果的に当初予算で4億円の繰越しが、決算をした結果、4億6,900万円が実質収支額として出ましたので、差額の6,900万円を決算剰余金という認定を多分されるのでしょうか。そうすると、この6,900万円と当初予算の差額で出た1億8,000万円とは一体何が違うのか。歳入歳出の差額ということから比べると、両者とも同一ではないのかという見解を私は持っていますが、この点についてお尋ねをいたします。

加えて言うならば、当初予算の繰越額、令和元年度で言うと、4億円を3億9,000万円と計上すれば、その分、柳泉園組合の言う決算剰余金が1,000万円増える、4億

1,000万円と計上すれば1,000万円の決算剰余金が減る、当初予算段階で剰余金を自由に増減することができてしまう、こういう結論になってしまうので、この辺の取扱いについてどう理解をすればよろしいのか、お教えてください。

○総務課長（横山雄一） それでは、4億6,900万円のうち、4億円を当初予算で計上しております。そのうちの2億2,000万円ほどが私車処分費ですので、その差額が剰余金ではないかということですが、こちらにつきましては、我々としては剰余金としては考えてございません。こちらについては当初予算で見込んで、負担金の計算に使用して負担金の減額に努めているところでございます。

また、その1億8,000万円ほどと剰余分の6,900万円の違いにつきましては、基本的には違いについて事前に見込んでおまして、自由に見込んでいるわけではなく、しっかり我々としては見込んでおります。その関係で、予算額以上になった6,900万円については、関係市にお許しをいただきまして、その2分の1を地方財政法第7条に準じて積み立てさせていただいているところでございます。

○6番（稲垣裕二） 総務課長に御答弁をいただきましたが、今の御答弁を聞いていると、当初で見込んだものと結果ということだけであって、歳入から歳出を引いた差額であるということには何ら変わりはないというふうに御答弁としては聞こえるのですね。ただ、予算編成のときに見込んだのか、決算の結果として出たのか、その違いはあるにしろ、歳入から歳出を引いたもの、1億8,000万円も6,900万円も両者とも歳入から歳出を引いたものではないのでしょうか。だとすると、両者とも同一の剰余金、こういう理解をするのです。私はそういうふうに理解をした上で、それが分かるようにして負担金の計算式に反映をすべきだと、こういうふうに申し上げているわけですよ。何も関係市の負担金のことについて、絶対額を変えろ云々ということを私は申し上げているわけではなくて、これも先ほどの私車処分費と同じように、予算書、決算書を見れば分かるようにしてくださいと、こういうふうに申し上げているのですよ。通常の一般的な概念から言うと、決算で出てきた実質収支額の2分の1を基金に積みなさいよと、こう理解するのが当たり前の話であって、逆に言うとそれしか理解ができないわけなので、それを柳泉園組合独自の解釈をしているからおかしな結果になっているのだと思うのですよ。それを分かりやすくしてくださいと、こういうふうに申し上げているのですが、1点の質問としては、先ほどの歳入から歳出を引いたものが剰余額であるのだけれども、それが当初予算で見込んだ数字と決算で出てきた数字に何か違う意味があるのですか。

○総務課長（横山雄一） 違う意味といたしましては、これまで説明したとおり、当初予算に見込んだか、見込んでいないかの違いです。

○6番（稲垣裕二） これでもう3回目になりますので、要は当初予算に見込んだか、見込んでいないかって、いずれも同じ剰余金なのですよ、結論は。今の答弁から言うとな。だから、分かりやすくこれからもしてくださいということを、先ほどの私車処分費と同じように、閾値の仕組みをもう一回考えてくださいと言って、私の質問を終わります。

○総務課長（横山雄一） 今の最後の質問ですが、予算書を見て分かりやすくしてほしいということですので、今後、関係市と協議いたしまして、分かりやすい予算編成について検討していきたいと考えております。

○議長（三浦猛） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 以上をもってその他報告に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩といたします。

午前11時47分 休憩

午前11時49分 再開

○議長（三浦猛） 休憩を閉じて再開いたします。

○議長（三浦猛） 「日程第6、議員提出議案第1号、柳泉園組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○6番（稲垣裕二） それでは、議員提出議案第1号、柳泉園組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合議会議員の議員報酬について、日割り計算による旨の規定となるよう改めるものでございます。改正の内容といたしましては、現在、議員の報酬は月額制となっており、その職に就いた当月分からそれぞれ議員報酬を支給することとされ、月の途中で職に就いても月額報酬全額を支給する取扱いとなっております。また、月の途中で失職したときも同様の取扱いでございます。

そこで、柳泉園組合議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第2条、職に就いたと

きの支給及び第3条、失職したときの支給の規定を日割り計算による旨の規定に改めるため、所要の規定を整備するものでございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦猛） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 質疑なしと認めます。

これより討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「討論省略してください」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 討論省略と認めます。

暫時休憩いたします。

午前 11時51分 休憩

午前 11時51分 再開

○議長（三浦猛） 休憩を閉じて再開いたします。

これより議員提出議案第1号、柳泉園組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（三浦猛） 挙手全員であります。よって、議員提出議案第1号、柳泉園組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（三浦猛） 休憩を閉じて再開いたします。

ここで、先ほどの行政報告に対する後藤議員の質問に対する答弁の一部が保留となっておりましたが、準備が整ったということでございますので、答弁をお願いいたします。

○総務課長（横山雄一） 大変遅くなり、申し訳ございませんでした。

DVDの配布実績でございますが、関係市内の16校に配布しておりまして、また関係市の教育委員会にも1枚ずつ配布しているところでございます。

○技術課長（米持譲） 先ほど後藤議員から質問がありました地球温暖化対策推進検討委員会についての現状の状況を御報告させていただきます。

今、CO₂削減に向けた地球温暖化対策の実行計画の作成に向けて取り組んでおります。予定としましては、令和3年度から5年間の実行計画を作成する予定で委員会を準備しております。

○議長（三浦猛） よろしいですか。

○4番（後藤ゆう子） はい。分かりました。ありがとうございました。

○議長（三浦猛） 「日程第7、議案第15号、柳泉園組合清柳園解体事業基金条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第15号、柳泉園組合清柳園解体事業基金条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、清柳園の解体事業経費に充てることを目的とする基金を設置し、積立て目的の明確化、財源及び事業の透明性の確保を図るため、条例の制定について御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○総務課長（横山雄一） それでは、補足説明を申し上げます。

1枚めくっていただきまして、柳泉園組合清柳園解体事業基金条例を御覧ください。

まず、第1条、設置の目的でございますが、清柳園解体事業に要する経費の財源に充てるために設置するものでございます。

第2条、積立額は、毎年度予算に定めるものでございます。

第3条、管理については、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとしております。

第4条、運用益金の処理については、予算に計上してこの基金に繰り入れるものとしております。

第5条、繰替運用につきましては、管理者が必要があると認めるときは、歳計現金に繰り替えて運用することができるとしております。

第6条、処分については、目的を達成する場合に限り、その全部又は一部を処分することができるとしております。

第7条、委任につきましては、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定めるとしております。

施行については公布の日からとなります。なお、条文につきましては、既存の基金条例と同様の内容となっております。

補足説明は以上でございます。

○議長（三浦猛） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第15号に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 質疑なしと認めます。

これより議案第15号に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「省略してください」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 討論省略と認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第15号、柳泉園組合清柳園解体事業基金条例を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（三浦猛） 挙手全員であります。よって、議案第15号、柳泉園組合清柳園解体事業基金条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦猛） 「日程第8、議案第16号、令和2年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）」と「日程第9、議案第17号、指定管理者の指定」については関連がございますので、一括審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第16号、令和2年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、指定管理者制度導入に伴い、指定管理料について債務負担行為を設定するため、御提案申し上げるものでございます。

続きまして、議案第17号、指定管理者の指定について提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、厚生施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるため、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○総務課長（横山雄一） それでは、議案第16号、令和2年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、指定管理者制度導入に伴う指定管理料の債務負担行為の補正でございます。

補正予算書の2ページを御覧ください。第1表、債務負担行為補正でございます。厚生施設指定管理料の債務負担行為で、期間は令和3年度から令和7年度までの5年間、限度額は4億654万円でございます。

補正予算の補足説明は以上でございます。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、議案第17号、指定管理者の指定について御説明させていただきます。

柳泉園組合厚生施設につきまして、柳泉園組合公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、指定管理者の公募を7月6日から行った結果、締切りまでに3団体から応募がございました。この3団体につきまして、柳泉園組合公の施設の指定管理者候補者選定委員会において審査をしていただきました。

第1次審査として応募書類の審査を行い、3団体を第1次審査通過者といたしました。

第2次審査として1団体約30分のプレゼンテーションを行っていただき、その後15分のヒアリングで質疑応答を行いました。

そして、第1次審査及び第2次審査の結果に基づき、指定管理者候補者及び次点者を決定いたしました。その後、候補者と協議を行った結果、仮協定の締結となりましたので、指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議

会の議決をお願いするものでございます。

法に規定されております議案の具体的な内容といたしましては、1、対象施設名は柳泉園組合厚生施設、2、指定管理者は株式会社オーエンス、3、指定の期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までとなります。

なお、次ページに施設の概要、募集の概要、選定の結果等を記載しております。また、資料2として、柳泉園組合厚生施設の管理運営に関する仮協定書、資料3として、指定管理者制度導入経過、資料4として、審査集計結果表を配付させていただいております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（三浦猛） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第16号、議案第17号に対する質疑を一括してお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○7番（原和弘） ありがとうございます。2点だけお伺いさせていただきます。

今回、指定管理者のほうを選定され、オーエンスさんに決まったということでありましたけれども、指定管理を導入するに当たって、厚生施設におけるサービスがどのように変化していくかということにおきまして、以前の議会で厚生施設に対する、例えば施設までの送迎バスを関係市に出していただけないものかとか、そういうことを要望させていただいたこともありました。また、指定管理者が加わることによりまして、現状やっているサービスが変わる内容が分かれば、簡単に御説明いただければと思います。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、御答弁申し上げます。

まず、シャトルバスの件でございますが、今回候補者となった事業者からは、シャトルバスの提案は残念ながらございませんでした。しかし、来年度以降も利用者の状況、指定管理者の収支等の状況を見ながら、引き続き導入に向けて検討、交渉を行ってまいりたいと考えております。

また、今回選定されました業者からは、お配りしました資料の指定管理者制度導入経過の2ページ目にも記入してございますが、夏休みに少し時間を早くプールの営業を始めるですとか、あとは柳泉園祭り、フリーマーケット、施設キャラクターの作成などを御提案いただいておりますので、これらを指定管理者と一緒に我々も協力しながら盛り上げていきたいと考えております。

○7番（原和弘） ありがとうございます。収益が上がったときにということで、シャトルバスについて今お話がありましたけれども、これは毎年度確認していくことはできるの

でしょうか。

○施設管理課長（山田邦彦） 御答弁申し上げます。

年度ごとの指定管理料というのは、毎年協議をして翌年度のものを定めていくことになっておりますので、その中で協議の材料になるのは前年度の収支になると思いますが、それを基にお互いに検討していきたいと考えております。

○7番（原和弘） 分かりました。ありがとうございます。指定管理が始まるタイミングがまさにコロナ禍というところで、なかなか通常運営での判断というのが難しい期間かとも思いますけれども、要望としては引き続きこちらのほうを訴えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦猛） ほかにございますか。

○3番（村山順次郎） 資料をいただいております。ありがとうございます。

株式会社オーエンスさんということで選定をされて仮協定締結に至ったということですが、その選定の経過のところでも1点だけ確認させてもらいたいのですが、選定に当たって公平な審査というか、公平な選定というのが肝要、大事な点だろうと思うのですが、東久留米市の指定管理者の選定の経過の中では、事業者向けの説明会なども設定されたりすることがあると聞いていて、いろいろ工夫はしながらとはいえ、指定管理に興味のある事業者さんが一堂に会する、顔を合わせる場面があるというふうにも聞いているのですね。これは一長一短あると思うのです。応募に当たって、提案に当たって、公平な説明ができるという側面もあるものの、やはりどの事業者が手を挙げようとしているのかという事業者間の顔を見合わせる場面ができてしまうと。その一長一短があると思うのですね。

今回の選定に当たっては、業者さん同士が顔を合わせる場面、実際応募するかどうかは別にして、あるいはその後もそうですけれども、当然その施設の状況について説明をして、柳泉園組合としてどういう管理運営をしてほしいのかというのを現地視察も含めた説明が必要だろうと思うのですね、提案に当たっては。そこら辺の経過の中で、業者さん同士が顔を合わせる場面というのはあったのかどうか、その点だけで結構ですので、取りあえずその点をお願いをしたいなと思います。

審査結果の集計表、点数表も頂いております。ありがとうございます。それで、事業概要というのですかね、自主事業計画書の中身のところは今の御答弁で一定そういう感じかなというのが少し分かったところで、それはそれで楽しみにしたいなと思います。

一つお聞きしたいのは食堂です。あそこの食堂のメニューの改善というのは個人的にも

興味があって、その辺の提案がもし何かあるようでしたらお聞きしたいということが一つ。あと、一番下の管理体制、研修計画、緊急時対応ということで、20点満点で配点があって、ここも株式会社オーエンスさんは一定の得点を取られていると。緊急時対応というのは、柳泉園組合と指定管理者さんの連携というのは非常に重要なというふうに、そこら辺のことなのだろうと思うのですけれども、その辺の具体的なところ、高得点になった要因みたいなものがもう少しあれば、お聞きしたいと思います。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、御答弁申し上げます。

まず、第1点の業者同士が顔を合わせることがあったのかということでございますが、今回の指定管理者の応募に当たりまして、特に現地説明会というものは行っておりません。もし御覧になりたい方はアポイントを取って来てくださいますというふうな形でお願いをいたしました。と申しますのは、私どもの厚生施設は柳泉園組合の下里4丁目にある施設だけですので、来ていただければ、いつでも御覧いただけますということです。特に説明会等は催しておりませんので、業者さん同士が顔を合わせることはございませんでした。

それから、食堂の提案でございますが、オーエンスさんにつきましては、自社ブランドの食堂の経営というのを他の指定管理者施設などでも行っているようにございます。一応、お名前は「フォレスト」というそうなのですが、それを行っておりますので、そのブランドで新たに、今までとは違うような形で食堂の運営をやっていきたいということをお伺いしております。

それから、緊急時の対応でございますが、提出資料の中に緊急時のマニュアル等を一応頂いております。それを基に恐らく委員会の委員の皆様も審査をしていただいたのではないかとと思いますが、もちろん実際に指定管理を行っていただく際には、そのマニュアルに基づきまして、柳泉園組合と打合せをして、その上で運用を行っていただく、そのような形になると思っております。

○3番（村山順次郎） 後段のほうの災害時、特に私が気にしているのは直下型地震等の災害が発生した場合ということなのですから、防災の面でも一定の機能、役割を柳泉園組合の施設、特にこの厚生施設は持っているもので、災害発生が営業時間中にあるのか、あるいは営業していない時間にあるのかによって、いろいろ対応も変化があると思うのです。その連絡体制の構築、そういうものは今後はいろいろ検討されていくのだろうと思うのですが、災害の発生はいつあるか分からない面がございますので、そこら辺の調整の部分というのですかね、そのところは御留意いただきたいなと思います。食堂のとこ

ろも楽しみにしたいなと思います。

前段の説明会等は実施しなかったということですが、結果的に最初から最後まで応募事業者が3団体だったということも含めて、事業者それぞれは知るすべはなかったという理解でいいかどうか、その点だけ確認させてもらって終わります。

○施設管理課長（山田邦彦） 3団体応募いただいたのですが、その3団体同士が最後までお互いを知らなかったのかという御質問だと思うのですが、プレゼンテーションの日には、一応1時間、時間を設けておるのですが、1番目の団体と2番目の団体、2番目の団体と3番目の団体は、一部顔を合わせることはあったかもしれません。何分入替えの時間が限られていたものですから、一堂に会するという事はないというふうに認識しております。

○3番（村山順次郎） 結構です。

○議長（三浦猛） ほかにございますか。

○5番（森しんいち） よろしく申し上げます。

まず最初に、先ほども出ておりましたけれども、収益が翌年の指定管理料に影響するようなお話がありましたけれども、収益がよかった場合には翌年の指定管理料が下がるとか、そういうことでいいのか確認をさせていただきたいと思います。

それと次に、資料3を拝見して、裏面のプレゼンテーションのところですけども、これとあと今回の点数が、オーエンスさんとB社が2次審査でほぼ並んだような数字になっております。それでA社さんだけが少し低いという中で、この資料を見させていただいているんですけども、先ほども出ていました送迎バスのところがB社が載っていないところが、そこら辺で大きな点数の影響があったのか。やはり送迎バスのことを考えているところにいい点数がついたのかどうかというところを知りたいのと、あと、5年間の指定管理料が大きくやはりオーエンスさんが安い金額を提示しているんですけども、実際に厚生施設全体にこの指定管理者さんたちは何人ぐらいの人員を予定しているのか。そこら辺が各社その人員が、このプレゼンテーションをしたときに、その人数が違うとか、そこら辺が今回の点数の一つの要因になっているのかというところをお尋ねしたいと思います。

○施設管理課長（山田邦彦） 御答弁申し上げます。

まず、第1点目の、収益が翌年の指定管理料に影響するかということでございますが、まず、単年度ごとに収入が支出を上回った場合は、一応ある程度の額をお返しいただくよ

うな年度協定を結ぶ予定でございます。例えば100万円収入が上回った場合でしたら、何%になるか分かりませんが、お返しいただくような協定を結ぶ予定であります。ですので、あまり翌年度に大きな影響があるとは思えませんが、ただ、例えば収入が支出を大きく上回った場合などは、多少なりとも翌年度の事業にその分のお金を回せるようなことも出てくるのではないかと想定はしております。

それから、送迎バスの有無が選定に影響したのかどうかということでございますが、何分委員の皆様のお判断でございますので何とも言えないところなのですが、現状、送迎バスを設けていないオーエンスさんが1位になったということですので、送迎バスも含め総合的に御判断をいただいているのではないかなと思っております。

それから、人数の関係でございますが、細かい数字は失念してしまっているのですが、どの団体様も同じぐらいきちんと人員配置のほうは行われているというふうに印象としては持っております。それが指定管理料に影響しているかと言われますと、何ともその辺は今の段階でははっきりとは申し上げられないような状況でございます。

○5番（森しんいち） ありがとうございます。

最後の部分から言わせていただきたいのですが、指定管理料がこれだけの差が出るというのは、やはり人件費が指定管理も結構なウエイトを占めると思うのですよ。それで実際これだけの金額の差が出るということは、人件費のところが大分違うのかなと想像してしまうのですね。そういう中でやはり厚生施設は関係市の市民の方に対するサービスの部分だと思うので、ここが低下しないように、要するに人が減ったり、人が少ないがために行き届かないようなサービスになったりということのないようにしていただきたいなど。そこから辺にこの金額がそのまま影響してこないようにしていただきたいということを一言だけ申し上げておきたいと思えます。

あと、収入に関して、これは指定管理料はここに5年間をうたっているわけですから、ほぼ変わらないのだらうと思うのですけれども、支出を収入が上回った場合には、そのお金は柳泉園組合には戻ったり、また逆にそのお金を利用して施設をさらにグレードアップするとか、そういうところにも使えるという認識でよろしいわけですね。その点だけもう一度お聞かせください。

○施設管理課長（山田邦彦） 御答弁申し上げます。

先ほど申し上げましたように、収入が支出を上回った場合は、ある一定の額を柳泉園組合のほうにお返しいただくと。いわゆる指定管理者側に残ったお金につきましては、どの

ようにお使いいただくのかは分かりませんが、その辺は月に1回以上協議の場を設けるようにしたいと思っておりますので、その場で検討していきたいと思っております。

○5番（森しんいち） 結構です。

○議長（三浦猛） ほかにございますか。

○8番（山崎美和） お願いします。今の質問とも少しかぶるのですけれども、やはり利用者の安全性とそれからサービスをまずは第一に考えた運営になっていくようにというのは、とても気をつけなければいけないところだと思うのですね。先ほど契約の内容というか協定で、利用料収入が上がっていったら一定量柳泉園組合にも入ってくるようにというお話は伺いましたけれども、逆に今回の新型コロナウイルス感染症拡大のように利用料収入が下がるであろうということが起きることも想定しないといけないと思うのですけれども、その場合、かなりのリスクがこの指定管理者には来ると思うのですが、やはりそのようなリスクもカバーしないと、結局利用者の安全性に関わっていってしまうということもあると思うので、その辺りの契約の内容についてお伺いしたいというのが1点。

それから、職員の待遇ですけれども、先ほど人数の話もありましたが、待遇が今後どういうふうに、これまでの柳泉園組合の職員としての待遇から変わっていくときにどうなっていくのかということをお伺いしたいと思います。

○施設管理課長（山田邦彦） もし支出が収入を上回った場合どうなるのか、こういうコロナ禍のようなことが起こった場合、どのような形になるのかということなのですが、基本的にお金の補填は行わないというのが基本でございます。ただし、不測の事態が起こった場合は協議をさせていただきたいと考えております。今回のコロナ禍の件が不測の事態に当たると思うのですが、このような場合は協議をさせていただいて、対応を検討していくということになろうかと思います。

あと、職員の待遇でございますが、基本的に、今お仕事をされている方は、希望される方はそのままお残りいただけるような形にさせていただきたいというふうに、お話はこれからしていきたいと考えております。待遇につきましては、何分民間の企業になりますので、なるべく現状を踏襲していただきたいというふうにはしてまいりたいと思っておりますが、その辺は民間の企業ですので、何ともこちらからはそこまでは言えないという状況でございます。

○8番（山崎美和） 不測の事態の場合は協議をしていくということで理解をいたしました。職員の待遇についてはというのは、もちろん一企業に対しての口出しができなくなっ

ていくというところが、やはり指定管理者制度の難しい点だなと私も感じております。

利用者の安全性の話になるのですが、以前にもここでお話ししたことがあるかと思うのですが、以前に埼玉県のみどり野市でプールの事故が起きて、女の子が亡くなってしまった事故のときも、その場にいた職員というか働いていた方たちが、皆さん、かなり厳しい条件の中で働いていてという状態があったということを知っております。そのような事態にも、指定管理者のメリットとして、サービスがよくなるかもしれないというメリットがあると同時に、サービスが悪くなるかもしれないというデメリットが常にあるということを見ると、ここはやはり指定管理者を管理する立場として、これからどういふふうに進んでいくのかということがすごく重要な点になると思うのです。その点では職員の待遇も大事な点だなと思うのですが、そこに口出しができなくなってくるとなると、ではどういふふうにして安全性を保つようにしていくのか、お考えをお聞かせください。

○施設管理課長（山田邦彦） 利用者の方の安全性をどのように保っていくのか、担保していくのかという御質問だと思いますが、今後、指定管理者が導入されましたら、最低月に1回、恐らく当初は1週間に1回程度、打合せをさせていただくような形になると思います。その中で、現状行われているサービスが最低限と考えておりますので、そのサービスを維持できるよう、こちらでもモニタリングと指導、調整を行っていきたくと考えております。

○8番（山崎美和） 特に施設の点検ですとか、そのようなことについてももう一度詳しくお伺いしたい。どういふふうにしていく、この点検を一緒にやっていくとか、それとも点検した後に柳泉園組合が再点検するだとか、そのような計画があるのかとか、そのようなこともお伺いしたいと思います。

以前に渡していただいた指定管理制度についての考え方、導入についての資料を見せていただくと、主なリスク分担という中で事故に対してのリスク分担というのが、当組合が三角で、指定管理者が丸というふうになっていまして、そういう認識なのだなとここで思うのですが、実はやはり指定管理者よりも、その指定管理者を管理している柳泉園組合のほうが事故に対しては責任が重いのだということをよく理解していただきたいなと思っております。先ほど申しましたみどり野市のプールの事故のときも、結局、最終的な刑事責任を負ったのは、みどり野市の職員だったということになっています。教育委員会体育課の課長と管理係長が業務上過失致死罪で起訴。課長は禁錮1年6か月、執行猶予3年の有罪判決という、そういう重たい事態になることが、常にそういう危険があるのだと

いうことを認識した上で、しっかり安全性の管理をしていただきたいのですけれども、その管理の仕方についてもう一度お願いします。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、管理の仕方についてですが、現状でも委託業者とは毎日のようにコミュニケーションを取りながら管理を行っております。基本、指定管理にしますので、指定管理者のほうで通常の実任等は負っていただくものになると思うのですけれども、その中でも設備の管理ですとか、そういうところについては我々も毎日、報告書を頂いておりますし、その辺は指定管理になっても同様に報告などはきちんと頂くようにしていく予定でございます。（「リスク分担の御答弁は」と呼ぶ者あり）リスク分担につきまして、柳泉園組合が三角で指定管理者が丸ということについてです。それは指定管理をお任せいたしますので、一義的な責任は指定管理者のほうで負っていただいて、その次には柳泉園組合のほうと、そのような意味でございます。

○議長（三浦猛） よろしいですか。

○8番（山崎美和） はい。

○議長（三浦猛） ほかに質問はございますか。

○6番（稲垣裕二） 資料をお出しいただきまして、ありがとうございました。

資料の3番を拝見させていただきますと、導入経過ということで、その裏面を見ると、3社の候補予定者とA社、B社の5年間の指定管理料というものが記載をされております。今回の候補予定者となられた株式会社オーエンスさんについての5年間の指定管理料が4億236万8,000円というふうに数字に出ておりますが、今回の議案第16号の債務負担行為は令和3年度から7年度までで4億654万円ということで、差が少し出ていますが、この差についてはどういうことなのかをまず1点目です。

それから、候補予定者とA社、B社の5年間の指定管理料。先ほど森議員からも、かなり違いがあるけれども、人件費ですかと、こういうようなお問合せがあったところですが、具体的に2億4,000万円ぐらいです、候補予定者とA社、B社との差。これは年換算すると大体約4,800万円ぐらいの大きな差が出てきているので、人件費だけとはなかなか考えづらいのかなと思うのですが、審査過程でもしそのことが何らか明らかになっているのであれば、その大きな指定管理料の違いについてもお教えをいただきたいと思っております。

それから、最終的に候補予定者となられた株式会社オーエンスさんの評価、意見というものがやはり資料にも記載をされております。これを見ていくと、総合点数が最も高く、得点割合が7割以上と高い評価を得ていると書かれております。2次審査は先ほど、オー

エンスさんとB社でしたかね、ほぼ変わりませんよねと、こういうような指摘もあったところですよ。そうすると、2次審査の得点は2社がほぼ同率になっていると。2社ともある意味、この7割を超えていると、こういう扱いになるのかなと思うのです。

それで、それを見ていくと、2点目の指摘事項として、16年間の管理実績があり、当組合の施設を熟知していると、これが大きな判断要因の一つに見えてきてしまうのですね。そうすると、このオーエンスさんという企業そのものが、ある意味、げたを履かされてしまっているというふうに見えてしまうのですよ。柳泉園組合の厚生施設を理解しているからここにしているのですよと、こういうふうはこの評価の意見を見ていると、そういうふうに見えてしまうので、そういうことが判断材料に加わってしまっているのかどうなのか、この辺についてですね。

それから、意見評価の3点目については、周辺の類似施設について、A社、B社がどこだか分からないので、私はほかのことと比較ができないのですよ。もし仮に、A社、B社についても、周辺の類似施設について何らかの実績があるのだとすると、この実績があるからというのはなかなか、この評価は、ここだけのオーエンスさんだけの高い評価には該当しないのかなと。

そして、最後の4点目の、施設の管理運営の効率化などにより、予算縮減につながることを期待をされるということで、施設の管理運営の効率化は恐らくどこがやっても一生懸命やるのだらうと、こういうふうに見えるのですが、唯一違うのが、予算の縮減に関わることが期待をされると。

そうすると、これだけを見ていくと、今回の候補予定者が柳泉園組合の厚生施設を大変熟知していて、指定管理料が非常に他社と比べて極めて安いと。柳泉園組合からの持ち出しが減るのだねと。したがって、そこだけの観点を捉えられて、ここに決まっているのではないかというふうに見えてしまって、周辺地域あるいは関係市の利用者への市民サービスという点については、あまり議論がどこまで進んでいるのか見えてこないというふうになってしまうのですね、これだけを見ていると。その辺の議論は一体どうされてきたのか、そこら辺についてお尋ねします。

○施設管理課長（山田邦彦） まずは、債務負担行為額と指定管理料の額の差についてでございますが、債務負担行為額につきましては、歳入歳出とも基本的には過去3年の実績を基に算出をいたしております。過去3年間には補修工事のために臨時休業等があったため、そのような部分は積算を行い、算出しております。このような形で1年目の金額を算

出し、その金額に人件費等の上昇分として毎年0.5%上乗せして5年間の額を、柳泉園組合のほうで算出した額を債務負担として載せさせていただいているということでございます。こちらに資料としてお出ししたものは、応募者が出してきた5年間の金額を載せたものでございます。そのようなことが差になっているということでございます。

それから、毎年4,800万円の差があるということでございますが、これは何分応募者のほうが出してきた金額でございますので何とも推察ができないのですが、これは人件費なのか、また、資料を私も見させていただいた中では、自分のところの雇う人と委託するところと同じ業務に2つ計上されているようなところが若干見受けられたところもございました。その辺が原因かなと思っております。

あと、2次のほうの点数はそれほど変わらないということでございますが、結果としてトータルの点数が株式会社オーエンスのほうを上回っていたということで選定されたと考えております。

あと1点……（「3社」と呼ぶ者あり）予算の縮減に……大変申し訳ございません。

○議長（三浦猛） では、もう一度その部分だけ。

○6番（稲垣裕二） 何点か御答弁をいただきました。

まず、1点目についてですが、今回の議案第16号で出されている債務負担行為については、柳泉園組合のほうで試算をした数字ですということであって、これは指定管理料そのものではないということになるのでしょうか。少しその辺が理解できなかったのですね。今回お出しいただいている資料で、候補予定者の5年間の指定管理料が4億236万8,000円ということで、これは変動するということなのでしょうか。単純に5年間の指定管理料が4億何がして、債務負担行為を組むのであれば、それは年度に分けて組めばいいので、イコールになるのではないかなと思ったのです。

改めまして聞きますが、具体的に何が違うのでしょうか。指定管理料以外に何が入っているのでしょうか、債務負担行為に。そこを少しお知らせをいただきたいのですね。なぜかというとな変ですけども、結局今回、否定するわけではないのですが、ゼロ債務負担行為を行うわけですよ。年度途中で補正を組んで、本体を持たないゼロ債務を組むわけですよ。考えようによっては、今回は指定管理者だけを決めるという議案だけお出しをいただいて、指定管理者を決める。決まった後に、例えば次の定例会でさらに補正等があるのであれば、初年度は令和3年度に予算計上して、令和4年度以降を債務負担行為として組む、こういう予算の提案もあったはずなのですよ。ところが、今回、ゼロ債務負担行為を提案

していますので、併せてなぜその選択肢を取ったのか、これについてもお尋ねをさせていただきたいと思います。

それと、先ほど聞き漏れたのですが、森議員も御指摘されていましたが、利益が出たときは還元云々ということで、先ほど山崎議員もおっしゃられていましたが、これは12月に予定をされている基本協定書を結ぶ中で還元率は決定をされるという理解をしておいてよろしいのかどうか、それについても追加で少しお尋ねをさせていただきます。

それと、約2億4,000万円、年間ベースで4,800万円の違いについても、どうも施設管理課長の御答弁だと、実はあまりよく分かっていませんというふうに聞こえてしまうのですよ。確かに安いほうを選択しているから、予算措置上はそれは間違っていないのかなという気はするのです。でも、この差をよく分かっていませんということで、議案を出されて、質疑を受けているということ自体は、どうなのでしょうかね。その辺についてもう少し把握をされて、この審査過程の中でそういうものはもう少し明らかにしなかつたのでしょうか。明らかにしていないのですという答えがあれば、そうなのだとしか思いませんが、その辺が非常に分かりづらいという感じがするので、この辺についてまた改めてお尋ねをさせていただきます。

個人的な見解で言うと、詳しい御答弁はありませんでしたが、今回の候補予定者が、特段、柳泉園組合の厚生施設を熟知しているから選ばれたということではないという認識を持っていてよろしいわけですね。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、まず、債務負担行為額に載せさせていただいた金額についてでございますが、指定管理者に指定管理料を支払うに当たりまして、柳泉園組合のほうで過去の実績を基にこれぐらいかかるだろうということを積算した額が、この5年間の債務負担行為額ということになります。

それから、毎年の4,800万円の差についてでございますが、こちらは指定管理者に応募されました業者様が積算をされて出してきた額でございますが、ちょっとこちらでは何とも内容については不明で、あとは選定委員会のほうでこのような金額も全て含めまして選定していただいたということで考えております。

○助役（鹿島宗男） 少し補足説明をさせていただきます。

まず、指定管理者制度導入について、柳泉園組合といたしましては、選定委員会の中で柳泉園組合厚生施設指定管理者仕様書を作りました。この仕様書によって、どのような形でこの施設を運営するのかということをまずサービスとして決定したところでございます。

それが先ほど施設管理課長が言っている最低限のサービスという言い方になっていますけれども、管理をきちんとしていかなければいけないということで、そういうことを決定した上で、3社に応募していただいているところです。

サービスのいろいろな違いについてですが、点数のところを少し見ていただくと分かるのですが、2の施設の効用を最大限に発揮させるというところで、(5)に、関係市との利用促進策というものがございます。これは、各応募者が関係市との関係をどのようにうまく運営していく中で、例えば利用者が少ないと思われる西東京市だとか清瀬市の方をどのような形で柳泉園組合厚生施設に呼べるのかということで提案をしていただいているところでございます。

あと、もう1つ、3のところに今度は人件費の設定というのがございます。これは今回応募いただいた業者さんが、それぞれ人件費を設定されて、今回のお金になっているわけでございます。そして、それぞれちょうど委員会の先ほどの資料の2ページになるのですかね、オーエンスさんとA社、B社の提案とそれぞれあります。この提案で見ていただいているとおり、例えばB社の場合は、送迎バスを運行して、関係市を1週間に1日ずつ三、四便、柳泉園組合を中心に回っていくというような提案をし、バスをそれぞれ関係市に運行するという提案をなさっています。

オーエンスさんの場合は、送迎バスは当面は導入しないけれども、利用状況を見て検討するということをプレゼンテーションで説明をされていましたが、A社については、特に提案をするつもりはないということをおっしゃっていました。

ほかにもここに書いてあるとおり、様々なサービスをこういう形で導入したいということで、それぞれが、サービスをするにあたって、「こういうお金がかかりますよ。」ということで提案をいただいているところでございますので、それを我々委員会といたしましても、3社のプレゼンテーションを聞きまして最終的な点数の決定というふうになっているところでございます。

○総務課長（横山雄一） それでは、債務負担行為の設定について答弁させていただきます。

今回、債務負担行為の補正を提出した理由といたしましては、本定例会で指定管理者の指定が議決されれば、今後、指定管理者と協議を進め、本年度内に本協定を締結する予定となっております。それに伴いまして、引継ぎ等準備行為が必要になるため、今回、債務負担行為を設定させていただいた状況でございます。

○施設管理課長（山田邦彦） 収入が支出を上回った場合の柳泉園組合に戻す額のことをございますが、こちらは毎年度変わってくる可能性がございますので、年度協定の方でお示しをさせていただきますようにさせていただきます予定でございます。

○6番（稲垣裕二） まず、一番最後については、歳入歳出の利益金が出た場合の取扱いについては年度年度ということなので、とすると、令和3年度の結果によっては、その年は2分の1、令和4年度、その結果によってはその年は4分の1、このようなことで年度協定を結んでいくと、こういうふう理解をしていてよろしいわけでしょうかね。

私は、5年間を通して、利益が出た場合、例えば2分の1なら2分の1をずっと戻していただくよと、こういうような形で協定を結ぶべきだという意見は申し上げておきます。年度ごとに変わるべきではなくてですね。

それから、債務負担行為の話で総務課長から御答弁もございました。もしかしたら認識の違いがあるのかもしれませんが、今回指定管理者がどこになるかが議決を採れば、準備行為に入れるはずですよ。債務負担行為が議決されるかされないかは関係ない話ですね。なぜかという、候補予定者が今回議決されれば、準備行為は先方の持ち出しなわけですから、こちらサイドにとっての予算は関係ないはずなのですね。だから、今ここでゼロ債務を組む必要があるのかという点については、多分お答えになっていないと思うのですね。

さらに踏み込んで言えば、これから基本協定を結ぶという話ですから、基本協定の中に明らかな指定管理料が明示されるはずですよ。現在は、柳泉園組合側の試算、そしてオーエンスさん側の試算が出ているだけの話であって、基本協定が結ばれて初めて明確な指定管理料が定められるのだから、それが決まってから債務負担行為を組めばよい話ですよ。それこそ、午前中の質疑で様々な情報を得て、予算を積算していくのですよと自ら総務課長は答えていましたけれども、それに基づいた結果になっていないと、こういう御指摘をせざるを得ないですね、私は。なぜそこを熟慮して御答弁をされなかったのかと。議案そのものは提案されているから、もういいの悪いのと言っても仕方がないかと思いますが、この辺については、よくよく慎重に対応したほうがよかったのではないのかなということ意見を申し上げます。

それから、この2億4,000万円ぐらいのこの差のことについては、ここで恐らく何度聞いてもお答えとしては変わらないでしょうし、先様の考え方だと言われてしまえば、そのとおりだと思いますが、いずれどこかの段階でそういうことがもし分かれば教えていた

だきたいということだけ申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（三浦猛） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより議案第16号に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 討論省略と認めます。

これより議案第16号、令和2年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（三浦猛） 挙手全員であります。よって、議案第16号、令和2年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第17号の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 討論省略と認めます。

これより議案第17号、指定管理者の指定についてを採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（三浦猛） 挙手全員であります。よって、議案第17号、指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○議長（三浦猛） 「日程第10、議案第18号、令和元年度（平成31年度）柳泉園組合一般会計歳入歳出決定認定」について議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第18号、令和元年度（平成31年度）柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年10月5日から15日までの間において、安藤代表監査委員及び議会選出の稲垣監査委員により、令和元年度（平成31年度）柳泉園組合一般会計歳入歳出

決算書に基づきまして審査をしていただきましたので、その審査意見書を付して、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○総務課長（横山雄一） それでは、補足説明を申し上げます。

令和元年度（平成31年度）一般会計歳入歳出決算書の1ページを御覧ください。

まず、歳入歳出予算現額につきましては26億6,807万4,000円。次に、歳入決算額27億6,823万4,981円、前年度に比べ1億2,491万8,471円、4.3%の減。次に、歳出決算額22億9,902万7,156円、前年度に比べ8,444万9,081円、3.5%の減。歳入歳出差引残額4億6,920万7,825円となり、同額が翌年度への繰越しとなります。

続きまして、6ページ、7ページを御覧ください。歳入の主なものについて説明させていただきます。

款1分担金及び負担金は、収入済額12億8,129万2,000円で、前年度に比べ2,503万2,000円、1.9%の減でございます。関係市の負担金は備考欄に記載のとおりで、歳入決算額の46.3%を占める割合でございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1施設使用料は、収入済額4,805万5,550円で、前年度に比べ1,136万1,900円、19.1%の減でございます。各施設の使用料につきましては備考欄に記載のとおりでございます。

次に、項2手数料、目1ごみ処理手数料は、収入済額6億1,850万8,740円で、前年度に比べ916万170円、1.5%の増でございます。

次に、款3国庫支出金の収入済額が89万3,800円、こちらは廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金で、これは放射性物質汚染対処特措法に基づき毎月1回行っている焼却灰、飛灰及び排ガス中の放射性物質濃度測定費に対する補助金でございます。

続きまして、8ページ、9ページを御覧ください。

款5繰入金、項1基金繰入金、目1職員退職給与基金繰入金の収入済額が2,558万7,000円で、こちらは定年退職者1名及び普通退職者1名分の退職手当に充当したものでございます。目2環境整備基金繰入金の収入済額が2,882万円で、こちらは野球場ネットフェンス設置工事及び厚生施設浴槽タイル等更新工事に充当したものでございます。

次に、款6繰越金の収入済額5億967万7,215円は平成30年度からの繰越金で、前年度に比べ1億1,856万5,172円、18.9%の減でございます。

次に、款7諸収入、項2雑入の収入済額は2億5,455万5,847円で、前年度に比べ1,384万9,429円、5.8%の増でございます。主な雑入の収入済額は、節1資源回収物売払の1億4,179万1,324円で、その内容は備考欄に記載のとおり、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル及び生びんの売払いで、前年度に比べ489万7,210円、3.3%の減でございます。

次に、10ページ、11ページ、節2回収鉄等売払の収入済額が1,427万4,846円で、その内容は備考欄に記載のとおり、粗大ごみ処理施設の磁選機などにより回収された鉄の売払いや施設の補修により発生した鉄類等の廃材の売払、また焼却灰の中から回収したくず鉄の売払いで、前年度に比べ646万6,889円、31.2%の減でございます。

次に、節3電力売払の収入済額が8,859万312円で、こちらはクリーンポートで発電した電力余剰分の売払いで、前年度に比べ2,439万327円、38%の増でございます。

次に、節7その他雑入が508万6,170円で、前年度に比べ38万7,994円、8.3%の増となっております。増の理由は、ペットボトル有償入札抛出金等が増額となったことによるものでございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。歳出について御説明いたします。

まず、款2総務費、項1総務管理費、目1人件費の支出済額が1億4,954万1,443円で、前年度に比べ2,174万58円、12.7%の減となっております。こちらは退職手当が減となったことが主な理由でございます。

続きまして、14、15ページを御覧ください。

目2総務管理費の支出済額が1億4,430万7,967円で、前年度に比べ1,005万8,090円、7.5%の増でございます。こちらは基金積立金600万円の増、弁護士報酬着手金約250万円増加したことが主な理由でございます。

続きまして、16、17ページを御覧ください。

目3施設管理費の支出済額が7,032万1,271円で、前年度に比べ1億2,575万3,090円、64.1%の減となっております。主な理由は、節15工事請負費において、空調設備更新工事他3件の工事が減となったことにより、1億5,434万903円減少したことが主な理由でございます。

また、施設管理費の不用額が344万1,729円で、主な不用額ですが、節11需用費の166万1,519円は、備考欄記載の修繕料（一般）の減、節14使用料及び賃借料の107万8,506円は、備考欄記載のパーソナルコンピューター等借上料の契約差金となっております。

続きまして、18、19ページ、目4厚生施設管理費の支出済額が1億6,619万5,100円で、前年度に比べ4,993万64円、42.9%の増となっております。主な理由ですが、節11需用費・修繕料（一般）が1,403万9,937円の増、次のページの節15工事請負費が4,679万8,000円の増となったことが主な理由でございます。

また、厚生施設管理費の不用額でございますが、5,993万7,900円で、主な不用額は、節11需用費の1,131万5,935円は、備考欄記載の光熱水費で約900万円、修繕料（一般）で約170万円、節13委託料の2,081万6,160円は、備考欄記載の厚生施設管理業務委託及びその他の契約差金でございます。

続きまして、22、23ページを御覧ください。

款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目2ごみ管理費の支出済額が11億6,681万5,808円で、前年度に比べ3,481万7,987円、3.1%の増でございます。増の主な理由ですが、修繕料（一般）で約980万円の増、クリーンポート人材派遣業務で約1,100万円の増、クリーンポート長期包括運営管理事業が約960万円増となったことによるものでございます。

また、ごみ管理費の不用額ですが、1,865万1,192円となっており、主なものは、節11需用費の1,032万7,609円は、備考欄記載の光熱水費で約880万円、節13委託料の約800万円は、備考欄記載のクリーンポート長期包括運営管理事業約570万円、また、焼却残渣輸送作業委託が輸送量減により約150万円減となったことが主な理由でございます。

続きまして、24、25ページを御覧ください。

目3不燃ごみ等管理費の支出済額が1億7,719万1,184円で、前年度に比べ1,269万4,056円、6.7%の減となっております。減の主な理由は、節11需用費の修繕料（定期点検）で約2,000万円の減、節13委託料の粗大ごみ処理施設運転業務委託が約580万円の増、また不燃物再利用（ガス化溶融）委託が320万円の増となったことの差引きが主な理由でございます。

また、不燃ごみ等管理費の不用額が1,247万5,816円で、主な不用額ですが、節

1 1 需用費の1,042万6,232円は、備考欄記載の修繕料（定期点検）の契約差金で約950万円、節13 委託料の202万9,108円は、備考欄記載の各業務委託の契約差金等でございます。

次に、目4 資源管理費の支出済額が1億1,179万6,986円で、前年度に比べ350万3,765円、3%の減でございます。減の主な理由ですが、節11 需用費の修繕料（一般）が約750万円の減、修繕料（定期点検）が約400万円の減、また、次のページになりまして、節15 工事請負費、空調設備更新工事が約690万円増となった差引きによるものでございます。

また、資源管理費の不用額につきましては390万2,014円で、主なものは、節11 需用費の約335万951円は、備考欄記載の修繕料（定期点検）の契約差金で約226万円となっております。

次に、26、27ページを御覧ください。

目5 し尿管理費の支出済額が3,117万6,614円で、前年度に比べ125万6,073円、3.9%の減でございます。減の主な理由ですが、節13 委託料で、備考欄記載のし尿処理施設運転業務委託が約126万円減となったことによるものでございます。

また、不用額が545万7,386円で、主なものは、節11 需用費の275万1,028円は、備考欄記載の光熱水費で約200万円、節13 委託料の270万6,358円は、備考欄記載のし尿処理施設運転業務委託の契約差金が約217万円、その他各委託の契約差金となっております。

続きまして、款4 公債費の支出済額は8,204万9,465円で、前年度に比べ76万7,448円、0.9%の減となっております。こちらは平成17年度に借り入れた緑化整備事業債の償還利子が減額したものでございます。なお、令和元年度末現在の未償還元金は1億4,102万1,970円となっております。

次に、款5 予備費は、予算現額2億5,470万6,000円で、同額が不用額となり、全額令和2年度へ繰越しをしております。

歳出関係は以上でございます。

続きまして、28ページを御覧ください。

こちらが実質収支に関する調書でございます。内容は表に記載のとおりでございます。

次に、29ページからは財産に関する調書でございます。

30ページから33ページにかけて公有財産の土地及び建物で、年度内の増減はござい

ませんでした。

次に、34ページから44ページにかけては、公有財産の工作物で年度内の増減につきましては、34ページ、まず、クリーンポートにおきまして、大規模補修に伴う機器の更新により、減温塔及び灰コンベヤが各1点の増、1点減、トータルで2点の増、2点の減となっております。また、43ページを御覧ください。厚生施設において、パッケージエアコン1点の増、非常用発電機更新に伴い1点の増、1点の減、合計で2点の増、1点の減となっております。

続きまして、45ページには、公有財産の1点30万円以上の物品で、年度内の増減はございません。

次に、46ページには、基金の状況でございます。各基金の前年度末現在高、決算年度中の増減額及び決算年度末残高は表に記載のとおりでございます。

次に、47ページ以降は歳入歳出決算参考資料でございます。御参照いただければと思います。

また、決算審査意見書及び事務報告書を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

なお、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の実施事業内容を資料として添付しておりますので、技術課長から説明をさせていただきます。

○技術課長（米持謙） それでは、お手元の議案第18号資料、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業決算について御説明させていただきます。

1、事業期間ですが、平成29年7月1日から令和14年6月30日までの15年間でございます。今回、令和元年度（平成31年度）の報告となります。

2、事業費等（1）総事業費は、千円単位で135億8,750万円、うち消費税相当額11億9,300万円、（2）令和元年度（平成31年度）事業決算額は10億3,274万7,000円、うち消費税相当額8,159万8,000円でございます。内訳は、①固定費A、4億8,923万4,000円、②固定費B、3億9,899万3,000円、③変動費、6,292万2,000円、④消費税、8,159万8,000円でございます。

3、令和元年度（平成31年度）事業内容及び事業費等でございます。①固定費Aにつきましては、運転管理から警備業務等の人件費、各種測定、定期点検整備補修等の点検・検査、油脂類、施設内清掃等となります。1つ飛びまして③変動費につきましては、令和元年度（平成31年度）ごみ搬入焼却量に応じた薬品代となります。②固定費Bにつつま

しては、大規模補修及び更新工事に係る事業費になります。こちらの令和元年度（平成31年度）に実施いたしました大規模補修及び更新工事について御説明いたします。

4ページを御覧ください。令和元年度（平成31年度）大規模補修箇所とありますA3横長の焼却施設フローシートと併せて御覧ください。

大規模補修については、フローシート緑色の2焼却設備について実施いたしました。内容は、各炉のゾーン1、2を重点に火格子の交換、各焼却炉耐火物の補修を実施いたしました。

更新工事については、フローシート青色の4排ガス処理設備及びピンク色の7灰処理設備について実施いたしました。内容は、青色の排ガス処理設備では、1号炉減温塔及び1号炉煙道、減温塔からバグフィルターまでの更新。減温塔については、下部コーン内面を低温腐食対策として、材質を耐硫酸腐食鋼とし、さらに耐酸塗料の下地塗布を加えることで機器の延命化を図りました。ピンク色の灰処理設備では、3号炉灰コンベヤ及びシュート、灰クレーンの横行、走行装置及び安全装置等の更新を実施いたしました。次に、青色の灰ガス処理設備から付随しております飛灰処理設備では、飛灰定量供給装置No.1及びNo.2、飛灰処理物搬送コンベヤNo.1及び飛灰処理物シュートコンベヤNo.2の更新を実施いたしました。

2ページを御覧ください。令和元年度（平成31年度）大規模補修の概要について記載しております。

次の3ページには、大規模補修予定表の令和元年度（平成31年度）の実施した部分について黒丸で表記しておりますので、併せて御参照していただければと思います。

なお、この大規模補修につきましては、先ほどの4ページの令和元年度（平成31年度）大規模補修箇所、フロー図の赤く囲った部分でお示ししております。

また、このほかに令和元年度（平成31年度）に事業提案に基づいて行いました補修等の内容を御報告いたします。

ピンク色の7灰処理設備について、灰クレーン爪による損傷磨耗している灰ピット底部を補修し、水はけ効果による灰重量抑制を図りました。こちらは4年計画で、今回2回目の灰ピット底部の4分の1を実施いたしました。

続きまして、5ページの柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に係る経費比較表を御覧ください。こちらは、平成28年7月に開催しました全員協議会に提出した資料を基に作成したものととなります。

1の包括委託に該当する経費は、包括運営管理をしなかった場合の柳泉園組合積算額です。2の包括委託経費は、コンサルタントが積算した包括運営管理をした場合のものとなります。3の柳泉園組合支払額は、実際に支払った額、決算額となります。そして、4の効果額は、3の柳泉園組合支払額から1の包括委託に該当する経費を差引きした額として、令和元年度（平成31年度）については4億円程度の効果、経費削減になったことを表しております。この表に今後決算額を入れていくことにより、最終的にどれだけの効果があったかを確認することができます。

また、6ページ以降につきましては、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の実施に伴いまして作成した財政フレームでございます。

7ページを御覧ください。右上に事業前として変更前と記載しております、表3の歳入の見通し及び4、歳出の見通しにつきましては、計画当初となります。

続いて、8ページを御覧ください。右上に実施後として変更後と記載しております、表の太枠部分については、各年度の歳入歳出決算額及び負担金額になり、参考として添付させていただきました。

以上で令和元年度（平成31年度）柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業決算についての説明となります。

○議長（三浦猛） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本日は、安藤代表監査委員が御出席されておりますので、決算審査報告を求めます。

○代表監査委員（安藤純一） 監査委員の安藤でございます。

令和元年度（平成31年度）柳泉園組合一般会計歳入歳出決算審査報告をさせていただきます。

柳泉園組合議会選出の稲垣監査委員と私は、例月出納検査を都合4回、決算審査を3回実施いたしました。その結果を御報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、令和元年度（平成31年度）柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書を審査いたしましたところ、歳入歳出ともに正当であり、かつ、関係書類、帳簿とも完全に整備されており、令和元年度（平成31年度）の決算は正確であることを証明いたします。

令和2年11月26日、柳泉園組合監査委員、安藤純一、同じく稲垣裕二でございます。

なお、審査意見書につきましては、既に皆様のお手元に配付済みでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦猛） 以上で報告が終わりました。

なお、安藤代表監査委員に対する質疑は省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

以上で決算審査に関する報告を終わります。

これより議案第18号に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（村山順次郎） 少しだけ質問させていただきます。

収入未済額で平成20年度に全面勝訴の判決があってということで、一定経過があるものですが、昨年度の中での取組と今後の対応です。折々質問させてもらっていますが、そのこのところの御担当の御認識をもう少し御説明いただければと思います。

あと、今回、予備費から3件の充用がありますが、これの状況をそれぞれ御説明いただければなど。昨年は1件53万円の流用、充用があったというふうに、手元の資料で、去年の決算書で書いてあるのですが、3件で1,197万1,000円という規模になっていて、一般的な理解でいえば、必要があれば補正予算で措置していただく。いとまがない緊急の事態の場合、予備費で支出するというのがあって、予備費から流用、充用するというのがそうだったかなという気もするので、その観点からこの3件の流用、充用の理由のところを少し御説明いただければなどと思います。

先ほど行政報告の質疑のところ、本来ならここですべき柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に関わる財政的な効果額の話とか少ししてしまって、そこは申し訳なかったなと思って、おわびを申し上げておきます。

○資源推進課長（濱野和也） それでは、収入未済額であります956万6,458円に関して御報告いたします。

これは、平成21年の1月、2月分のアルミ缶プレスの売払いの未納分についてでございまして、こちらに関しましては平成22年7月に銀行債権の差押えを行った後、翌年の平成23年2月に換価取立てを行いまして、410円の回収を行っております。

その後の経過といたしましては、平成24年4月以降、契約先でありますエル企画との連絡は一切取れておりませんで、登記情報に記載の代表取締役の自宅まで出向いた経緯があるのですが、別の方が住んでいたというところ。また、エル企画の旧事務所のあります入間市及び青梅市にあります旧リサイクルセンターがあった場所の現地確認も毎年

行っていて、私も先日行ってまいりましたが、特に大きな変化等はございませんでした。現状といたしましては、現在、代金の回収ということには至っておりません。

今後の対応といたしましては、顧問弁護士からは、債務者が消滅時効を主張する場合は、時効の完成は、差押命令発布から10年である令和2年7月29日と考える。一方、柳泉園組合が自ら権利を放棄する場合は、410円を回収してから10年後である令和3年2月17日と考えるべきであるとされています。消滅時効の期間が経過した後、債務者から消滅時効の援用があった場合、それにより債務が消滅するため、議会が権利を放棄する対象がなくなるので、権利の放棄はできなくなるということでございます。よって、債務者が時効を援用するのが先であれば権利放棄は不要となり、権利放棄の議決が先であれば時効の援用は不要となるような関係にあるとの報告を受けております。

今後、その件に関しましては、顧問弁護士と相談しながら引き続き協議していきたいと考えております。

○総務課長（横山雄一） それでは、予備費充用についてお答えいたします。

令和元年度におきまして3件の予備費充用をしております。

まず、1点目が、弁護士報酬着手金でございます。こちらは控訴審の着手金で、金額が308万円。2点目が、樹木剪定委託に141万1,000円。こちらは、清柳園の電気集塵機が傾いたことを受けまして、固定バンドを設置する際に邪魔だった樹木等を伐採したものでございます。3点目が、ごみ処理費の修繕料（一般）に748万円充用しております。こちらは落雷に伴いまして検量棟の計量器が故障したため、急遽直すことになったため、充用したものでございます。いずれも緊急を要していたので、補正ではなく予備費充用で対応させていただいたものでございます。

○3番（村山順次郎） 後段のほうのそれぞれ事情があって、その都度、一定の情報提供もいただいているものでありましたので、理解をいたしました。

逆に言うと、なぜ予備費支出という形にならないのかなという気持ちは少し持ちますが、その点はその都度、情報提供いただければなと思います。

エル企画と収入未済額の関係で、来年、令和3年2月に一つの区切りの日が来るというお話だったかなと、100%受け止め切れていませんけれども、そのように聞き取れました。ですので、当然その段階で一定の御判断があって、何らかの対応がということになると思いますので、その際も、ぜひ議会側にも情報提供をしていただけますようお願いをしておきます。

先ほど、もう1つ言おうと思っていたのを言いそびれてしまって、お伺いしたいのですが、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の関係で大規模補修予定表というのが昨年も決算時に御提供いただいて、今年もいただいているのですね。A3がA4になったというのは少し変化としてあるのですけれども、昨年の段階ではかなり激しいローリングというか、前倒しをしたり、先送りをしたりというローリングがあった跡が分かるような資料提供になっているのですよ。今、眺めてみた感じだと、昨年の決算審査段階から考えると、大きなローリングはないのかなというように見えるのですが、ローリングがなかったと。今後も仮にローリングがあれば、ローリングをしたことが分かるような資料提供になるのかどうか。その点だけ教えてください。

○技術課長（米持譲） 議員からの質問がございました。この件につきましては、昨年度以降、ローリングしておりませんので、このままの状況でございます。

一応予定としては、来年度、若干変更する予定がございますので、恐らく予算のときにお知らせする予定でございます。

○議長（三浦猛） ほかにございますか。

○4番（後藤ゆう子） すみません、簡単な確認をさせていただきます。

決算書の11ページの回収鉄等売払、ここが昨年から31.2%減になっている、それから、その下の電力売払は昨年より38%アップして、2,440万円ほど収入が増えているというのは、鉄とかのそういう有価物の買取りの相場が下がっていると考えていいのか、そういうことだと思うのですけれども、それと、あと電気のほうは、ごみが増えていると発電量が多くなるのか、それとも電気の相場も変わっているのかというところをお聞かせください。

○資源推進課長（濱野和也） 磁選機回収鉄の売払い金額の前年度との比較で減になっているということに関してですが、まず、こちらの磁選機回収鉄におきましては、四半期ごとに入札を行っております。令和元年度と平成30年度を見比べますと、平均で令和元年度におきましては、キロ23.3円、これが平成30年度におきましては36.3円ですから、単価的には大分落ちているような状況になりますので、もちろん搬出量にもよりますけれども、基本的にはこの単価が落ちたということが原因であると推測しております。

○技術課長（米持譲） 電力売払について御答弁いたします。

今年度、効率的な発電に寄与したことにより、当初見込んだ売電力量より107万キロワットほど増加いたしました。この主な要因といたしましては、焼却処理量の増、965

トン、1.4%、また、自動燃焼制御システムの更新及び炉内耐火物の一部更新による効果であると考えております。

○議長（三浦猛） よろしいですか。続きまして、山崎議員。

○8番（山崎美和） お願いします。決算書の6ページ、7ページになるのですが、手数料のごみ処理手数料のことでお伺いします。

この間、話題になっています私車処分費に関わるのですが、ここのごみ処理手数料の6億1,800万何がしが中間処理手数料と最終処分手数料に分かれるということだと認識しております。その最終処分手数料は私車処分費として、次の年度の予算で負担金から相殺されていくということなのかなと思うのですが、その認識でいいのかをお伺いすると、あと、このごみ処理手数料の内訳ですね、中間処理手数料が幾らで最終処分手数料が幾らなのかということをお伺いいたします。

○総務課長（横山雄一） それでは、ごみ処理手数料について御答弁申し上げます。

こちらの6億1,850万8,740円のうち、約2億2,200万円余りが私車処分費、最終処分経費となりまして、令和3年度の負担金で精算する金額となります。

○8番（山崎美和） 私が先ほど言った認識で合っているかどうか。

○総務課長（横山雄一） 山崎議員がおっしゃったような認識で合っていると思いますが、令和3年度に精算される予定となっています。

○8番（山崎美和） ありがとうございます。来年度が令和3年度ということですね。そこで精算されるということで分かりました。

私もこの間の私車処分費のお話を聞いていて、ごみ処理手数料として受け取っているものは丸ごと収入ではなくて、私車処分費というのは言ってみれば関係市にお返しする預り金的な性格を持つものなのだなということは分かりました。そういう預り金的なものなので、性格が収入とは違うので、複式簿記みたいな形でだったら、多分それはもう収入にするのではなくて預り金にして、収支の決算表に出てくるのではなくて、貸借対照表のほうに預り金として出て、それが次の年度に関係市にお返しするという形になって、あまり難しくもないのだろうなという気が少ししているのですが、それが公会計だと予備費に入れなければならないとか難しいことになって、数字が潜ってしまうというのは、少し分かりにくいというのは私も思っております。

その辺りについては、もう御答弁いただいておりますけれども、会計士さんともよく相談して、どういうふうにして分かりやすくしていくのか、この公会計の制度の中でどうやる

のかというのは検討していただきたいと思っております。ただ、そこまで大きな変更をしないにしても、例えばこの決算のところ、今回のごみ処理手数料も性格が違うものですので、中間処理施設のこの手数料の分と、それから最終処分の手数料で預かっているものだという分とは、金額をしっかりと正確に分けたものを備考に入れていただきたいなと思います。

また、そのほかに、予算の中にも留保金ということで、この年度のものが次の年度のところに留保金として入るのですけれども、そこにしても備考のところでもいいので、これはそういう留保金の性格で幾ら入れてあるということを入れておいていただければ、留保金は概算ですので、その後決まった確定の金額とは違うというのはそこではっきり分かりますし、問題はないと思うので、ぜひその明示はしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（横山雄一） それでは、今、備考欄に入れてほしいという御意見でございますが、こちらにつきましても、分かりやすい予算書作りに向けまして研究して、関係市と協議をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（山崎美和） ぜひお願いいたします。私も稲垣議員と同意見で、資料ではなくて、予算書、決算書を見れば、お金の行き来、入ったり出たりというのが見えるようにするというのは絶対しなければいけないことだと思いますので、検討をお願いしたいと思います。

確認ですけれども、先ほどおっしゃっていた2億2,200万円ほどというのは、正確な数字はお伺いできますか。令和2年度の予算で、ちょうどこの令和元年度の私車処分費の概算というのが資料に出してあって、その金額は2億1,246万5,000円と資料にありましたけれども、それとの差がやはり出てくるということだと思っておりますが、そういうところがはっきりと数字が出ていることが決算書とか予算書の大事なところだと思うので、その数字を正確にお願いいたします。

○総務課長（横山雄一） ごみ処理手数料のうちの私車処分費につきましては、令和3年度の予算で計上することとなりまして、その計算で算出した数字については、2億2,275万5,173円となっております。

○8番（山崎美和） ありがとうございます。

○議長（三浦猛） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） それでは、以上をもって質疑を終結いたします。

これより議案第18号に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 討論省略と認めます。

これより議案第18号、令和元年度（平成31年度）柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（三浦猛） 挙手全員であります。よって、議案第18号、令和元年度（平成31年度）柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定は、原案のとおり認定されました。

ここで休憩をいたします。

午後 2時43分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（三浦猛） 休憩を閉じて、再開いたします。

お諮りいたします。議長のもとに陳情1件を受理しております。この際、日程を追加し、陳情を廃棄物等処理問題特別委員会に付託することを決したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 御異議なしと認めます。よって、廃棄物等処理問題特別委員会に付託することに決しました。

○議長（三浦猛） 「追加日程第1、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件」及び「追加日程第2、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を新たに議題に加えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 御異議なしと認めます。

それでは、追加日程第1、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件、陳情第3号「情報公開の説明を求める陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいまの陳情第3号につきましては、廃棄物等処理問題特別委員

会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 御異議なしと認めます。よって、陳情第3号につきましては、廃棄物等処理問題特別委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3時01分 休憩

午後 3時19分 再開

○議長（三浦猛） 休憩を閉じて、再開いたします。

○議長（三浦猛） 「追加日程第2、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

陳情第3号、情報公開の説明を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

○委員長（山崎美和） 議長より指名がありましたので、廃棄物等処理問題特別委員会報告をいたします。

付託されました陳情第3号、情報公開の説明を求める陳情については、慎重に審査をした結果、賛成なしで不採択となりました。

以上で廃棄物等処理問題特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（三浦猛） 報告が終わりました。

それでは、陳情第3号、情報公開の説明を求める陳情を議題といたします。

これより陳情第3号に対する質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 質疑なしと認めます。

これより討論をお受けいたします。討論につきまして、委員長報告は不採択でありますので、まず、本陳情を不採択とすることに反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 続きまして、賛成討論の方がいらっしゃれば、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 討論省略と認めます。

これより採決を行います。陳情第3号、情報公開の説明を求める陳情について、委員長報告は不採択であります。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（三浦猛） 挙手なしであります。よって、陳情第3号、情報公開の説明を求める陳情は不採択とすることに決しました。

○議長（三浦猛） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和2年第4回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 3時21分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 三 浦 猛

議 員 野 島 武 夫

議 員 村 山 順次郎